

石狩市 高齢者保健福祉計画
第6期介護保険事業計画
平成27～29年度
(素案)

目 次

第1部 総 論

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 第6期計画の位置づけと期間	4
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	6
第1節 人口の動向	6
第2節 人口の将来推計	8
第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状	10
第4節 要介護（要支援）認定者数と介護給付費の状況	26
第5節 地域密着型サービス・介護保険サービスの実績検証	28
第3章 基本理念と基本目標	30
第1節 基本理念	30
第2節 基本目標	31
第3節 施策の体系	33

第2部 高齢者保健福祉事業

第1章 主要施策	34
第1節 第5期施策の検証と第6期施策の方向性	34
第2章 地域包括ケアシステムの構築	38
第1節 高齢期の健康づくりの推進	39
第2節 住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築	42
第3節 生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保	52
第4節 高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進	55

第3部 介護保険事業

第1章 介護保険事業の基本方針	58
第2章 高齢者介護のビジョンと目標指標	59
第3章 介護保険事業量等の見込み	60
第1節 被保険者数の将来推計	60
第2節 要支援・要介護認定者数の将来推計	62
第3節 給付対象サービスの利用者数の見込み	64
第4節 給付対象サービスの提供量の見込み	66
第5節 地域支援事業の提供量の見込み等	69
第4章 介護保険事業費等の見込みと保険料	71
第1節 介護保険事業費等の見込み	71
第2節 第1号被保険者の介護保険料	72
<i>計画の推進を図るために</i>	76
資料編	78

第1部 総論

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

【計画策定の背景】

（１）2025 年、団塊の世代が後期高齢者に

2025 年（平成 37 年）まで、後期高齢者人口が増え続けることが問題となっています。

いわゆる団塊の世代（1947 年～1949 年（昭和 22 年～24 年）の第一次ベビーブームに生まれの人たち）は 2013 年（平成 25 年）には 60 代なかばを迎え、12 年後の 2025 年（平成 37 年）には 75 歳以上の後期高齢者となります。

一方、要介護認定率は 70 歳代後半で約 14%、80 歳代前半で約 30%、80 代後半には約 50%と年齢を重ねるほど要介護認定率が高くなります。今後も高齢者人口が増加すると見込まれている中、人口構成の割合を多く占める団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年には、現在の介護・医療のシステムでは十分な対応が不可能になると予想されます。

◆年齢別高齢者人口と要介護（要支援）認定率（平成 25 年時点）

	60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95 歳 以上
総人口（千人）	9,666	8,700	7,598	6,302	4,762	2,925	1,215	397
認定者数（千人）	—	255	475	879	1,417	1,493	888	344
認定率（%）	—	2.9	6.3	13.9	30.0	51.0	73.1	86.6

※出典：厚生労働省「介護給付実態調査報告月報」（平成 25 年 12 月審査分）

総務省統計局「現在推計人口」（平成 25 年 10 月 1 日総人口）

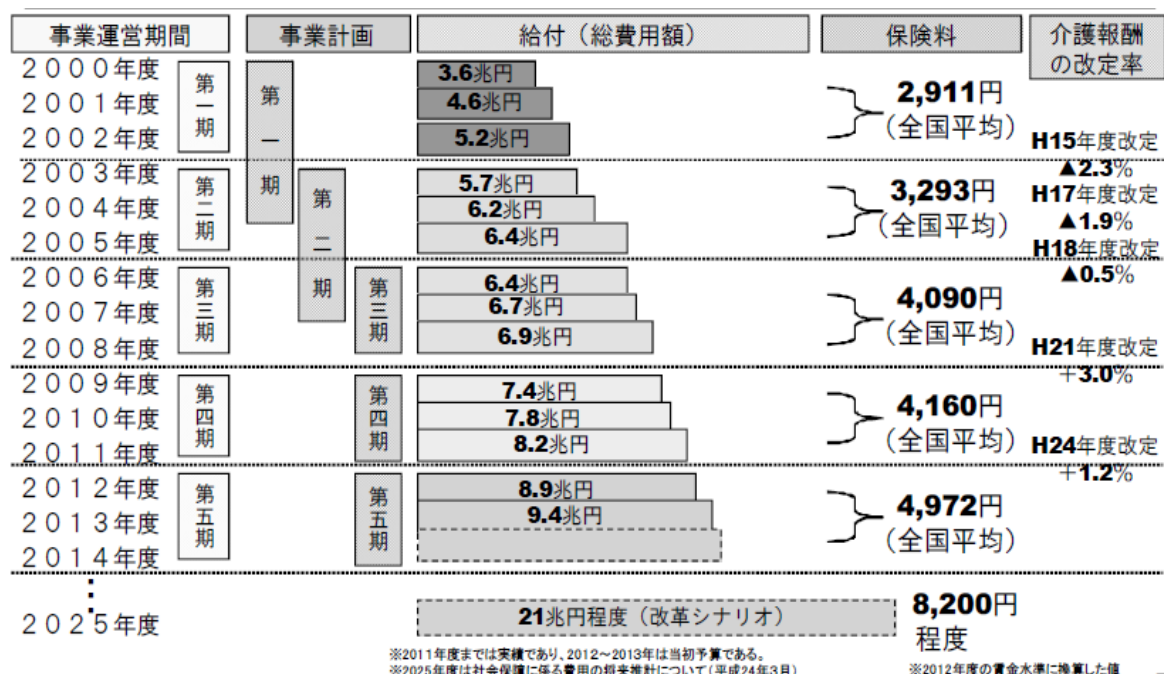
（２）要介護認定者数、中でも軽度者の増加が顕著

要介護（要支援）の認定者数は平成 12 年 4 月末現在では 218 万人でしたが、平成 24 年 4 月末現在では 533 万人と 2.44 倍となっており、このうち軽度の認定者数の増加が顕著となっています。要介護（要支援）認定者数の増加の背景には、介護保険制度が普及・定着し多くの人を手軽に利用できるようになったということが考えられていますが、利用者のニーズの多様化や介護サービスの需要増加への対策が課題となっています。

(3) 増大する介護給付費

後期高齢者の増加は、介護給付費の増加や認知症高齢者の増加に直結し、2012年（平成24年）の介護給付費の総額約8.9兆円から、2025年（平成37年）には21兆円まで増加することが見込まれています。

◆介護給付と保険料の推移



(4) 一人暮らし・夫婦のみ世帯の高齢者が増えている

65歳以上の夫婦、単独世帯は今後も増加すると見込まれ、65歳以上の総世帯数において単独世帯と夫婦のみ世帯が占める割合は2010年（平成22年）では20.0%でしたが、2035年では28.0%と予測されています。

要介護認定を受けていない、自立あるいは介護保険サービスにつながない一人暮らしや夫婦のみの世帯にも、さまざまな生活支援のニーズがあります。買物や部屋の模様替え、食事の支度などを自費で利用している方も多くいらっしゃいます。提供できる事業者やサービスの種類を増やし、自助の可能性を拡げる基盤整備が求められています。

◆65歳以上の単独、夫婦のみの世帯の推移

（世帯単位：千世帯）

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年
65歳以上の夫婦のみの世帯数	5,403	6,209	6,512	6,453	6,328	6,254
65歳以上の単独世帯数	4,980	6,006	6,679	7,007	7,298	7,622
65歳以上の単独・夫婦のみの世帯数全体に占める割合	20.0%	23.1%	24.9%	25.7%	26.6%	28.0%

（５）認知症高齢者への抜本的な対策

認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）については、将来推計では 2025 年（平成 37 年）には 470 万人に達し、65 歳以上人口に対し 12.8%、約 8 人に 1 人が認知症となることが予測されています。前出（４）の世帯形態から考えると、一人暮らしの認知症高齢者や、本人も介護者も認知症である「認認世帯」の増加が予想され、認知症施策の重要性も増していきます。2012 年（平成 24 年）に厚生労働省から 2013 年度～2017 年度（平成 25 年度～29 年度）の 5 年の間に認知症の仕組みを作り上げていくとした「オレンジプラン（認知症施策推進 5 か年計画）」が打ち出され、認知症の支援推進策がうまく機能していくかなど検証が進められています。

◆認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数の推移

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年
認知症高齢者の自立度Ⅱ以上の高齢者	280 万人	345 万人	410 万人	470 万人
65 歳以上の人口対比	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%

（６）地域包括ケアシステムの構築

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、安定した暮らしのスペース「住まい」が提供され、その住まいにおいて安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があり、それらを土台として、専門職による「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」のサービスが、日常生活の圏域で適切に提供されるような地域での体制を整備する「地域包括ケアシステム」の構築が求められています。

【計画策定の目的】

急速に少子高齢化が進む社会情勢の中で、平成 25 年には団塊の世代が 65 歳になり始め高齢者人口が大幅に増加し高齢社会に拍車がかかっています。

本市におきましても、平成 26 年 3 月末時点で高齢化率が 27%を超え、12 年後には 35.5%になると見込まれています。これに伴い、一人暮らし高齢者、認知症高齢者の増加も見込まれており、超高齢化社会を迎えるにあたってさまざまな課題が山積しています。

今後、団塊の世代が 75 歳以上となる、2025 年度（平成 37 年度）に向けて、取り組みをさらに進めるための「スタートの計画」という位置づけがされています。「認知症対策」「介護と医療の連携」「介護予防と健康づくり」「高齢者居住に係る施策」「生活支援サービスの充実」を引き続き重点において、その取り組みの現状と課題を整理し、新たな方向づけを行い、「地域包括ケア」のさらなる充実・強化を図る必要があります。

このようなことから本市では、高齢者に関する保健・医療・介護・福祉の連携を強固なものとし、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定します。

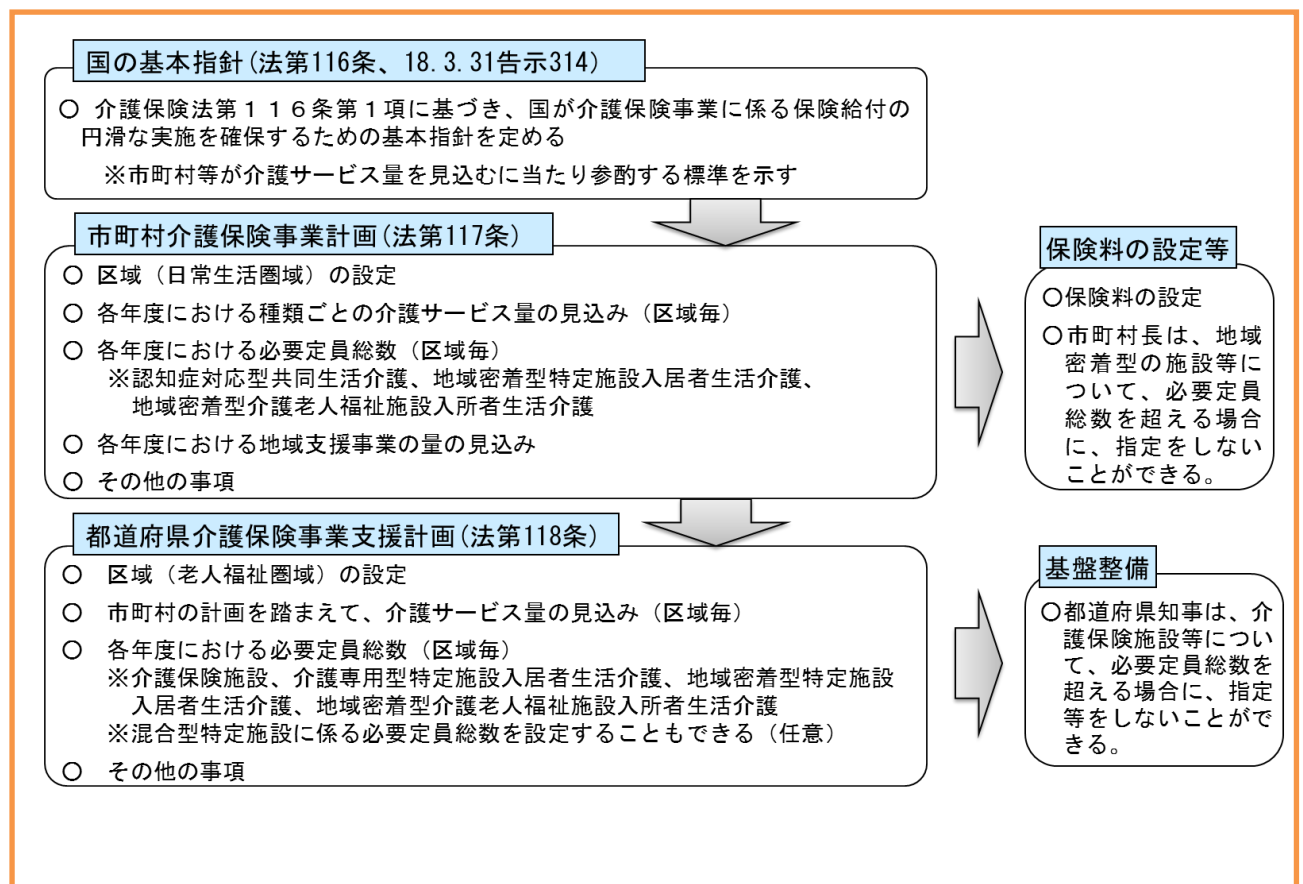
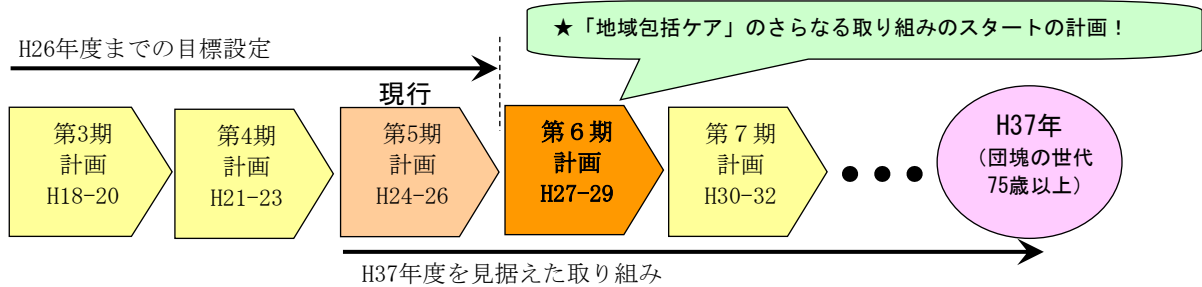
第2節 第6期計画の位置づけと期間

【計画の位置づけ】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画として策定します。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づく本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として策定します。

◆第6期介護保険事業計画の位置づけ



【計画の期間】

本市においては、平成 18 年 3 月に、平成 27 年（2015 年）の高齢者の介護の姿を念頭におきながら、平成 26 年度（第 5 期介護保険事業計画の最終年度）の目標を立てた上で、そこに至る段階として「高齢者保健福祉計画・第 3 期介護保険事業計画」を策定しています。

また、従来は計画期間を 5 年としつつ 3 年ごとの見直しを行うこととなっていましたが、介護保険法の改定に伴い、保険料の財政運営期間との整合性を考慮し、第 3 期から計画期間そのものも 3 年として策定しています。

よって、本計画期間は「平成27年度～平成29年度」まで 3 年間を計画期間として「高齢者保健福祉計画・第 6 期介護保険事業計画」策定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

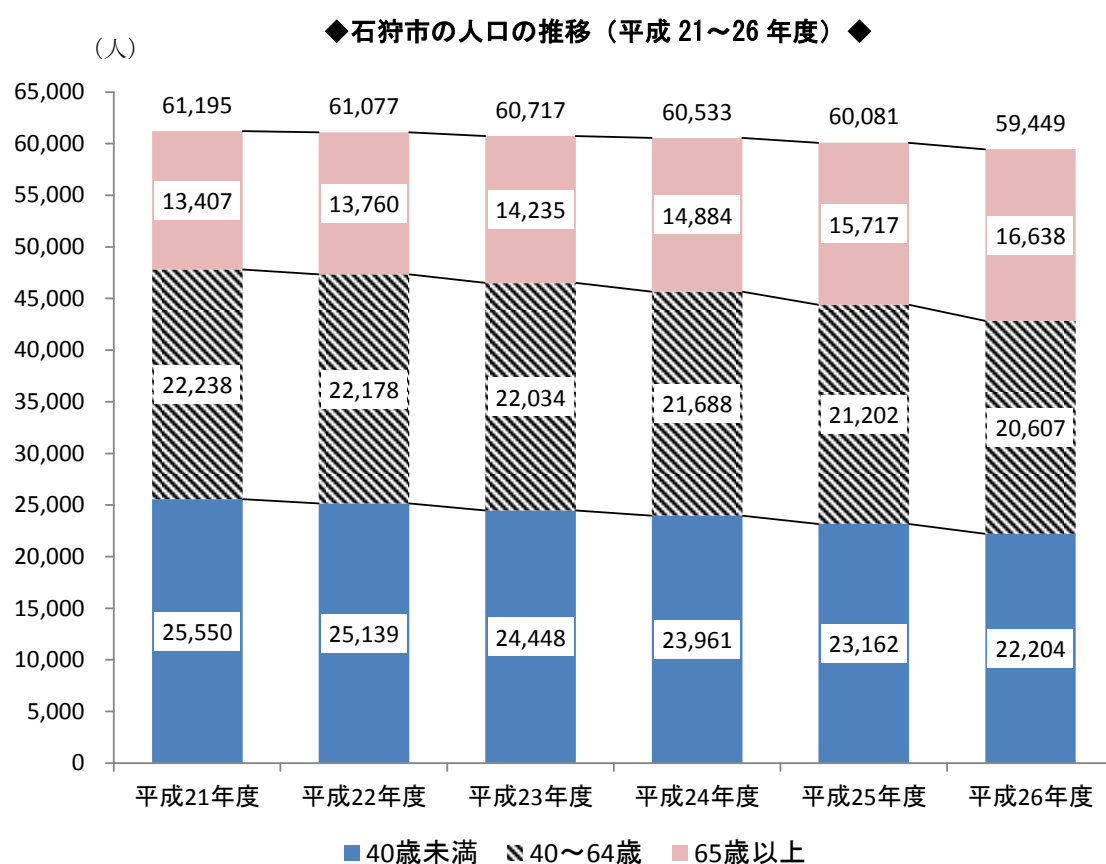
第1節 人口の動向

【人口の推移】

本市の人口は、減少傾向にあり、平成21年度では総人口が61,195人でしたが、平成26年度では59,449人と5年間で1,746人減少しています。

また、少子高齢化の傾向も顕著であり、40歳未満の人口は平成21年度25,550人から平成26年度では22,204人（3,346人減少）、40～64歳の人口は平成21年度22,238人から平成26年度20,607人（1,631人減少）となっています。

反面65歳以上の人口は平成21年度13,407人から平成26年度では16,638人（3,231人増加）となっています。



（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
40歳未満	25,550	25,139	24,448	23,961	23,162	22,204
40～64歳	22,238	22,178	22,034	21,688	21,202	20,607
65歳以上	13,407	13,760	14,235	14,884	15,717	16,638
合計	61,195	61,077	60,717	60,533	60,081	59,449

（資料：住民基本台帳 10月1日現在）

【生活圏域別の人口推移】

生活圏域別にみると、平成26年度で石狩圏域が総人口では市全体の93.9%を占め55,798人、厚田圏域はそれぞれ3.5%、2,104人、浜益圏域は2.6%、1,547人であり、石狩圏域、厚田・浜益圏域すべてにおいて減少傾向にあります。

高齢化率をみてみると、平成21年度に石狩圏域で20.6%、厚田圏域で33.4%、浜益圏域で47.1%であったものが、平成26年度にはそれぞれ26.9%、39.1%、51.3%となっており、総じて高齢化が進んでいます。

◆石狩市・生活圏域別人口◆

(単位：人、%)

			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
石狩市	総数		61,195	61,077	60,717	60,533	60,081	59,449	
		0～64歳	47,788	47,317	46,482	45,649	44,364	42,811	
		65歳以上		13,407	13,760	14,235	14,884	15,717	16,638
			65～74歳	7,268	7,403	7,627	8,001	8,598	9,346
			75歳以上	6,139	6,357	6,608	6,883	7,119	7,292
	構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		0～64歳	78.1	77.5	76.6	75.4	73.8	72.0	
		65歳以上		21.9	22.5	23.4	24.6	26.2	28.0
			65～74歳	11.9	12.1	12.6	13.2	14.3	15.7
75歳以上			10.0	10.4	10.8	11.4	11.9	12.3	
石狩圏域	総数		56,901	56,911	56,680	56,607	56,314	55,798	
		0～64歳	45,180	44,806	44,092	43,356	42,216	40,777	
		65歳以上		11,721	12,105	12,588	13,251	14,098	15,021
			65～74歳	6,536	6,703	6,930	7,305	7,915	8,654
			75歳以上	5,185	5,402	5,658	5,946	6,183	6,367
	構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		0～64歳	79.4	78.7	77.8	76.6	75.0	73.1	
		65歳以上		20.6	21.3	22.2	23.4	25.0	26.9
			65～74歳	11.5	11.8	12.2	12.9	14.0	15.5
75歳以上			9.1	9.5	10.0	10.5	11.0	11.4	
厚田圏域	総数		2,458	2,403	2,332	2,254	2,176	2,104	
		0～64歳	1,637	1,598	1,531	1,443	1,363	1,281	
		65歳以上		821	805	801	811	813	823
			65～74歳	380	367	368	373	376	384
			75歳以上	441	438	433	438	437	439
	構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		0～64歳	66.6	66.5	65.7	64.0	62.6	60.9	
		65歳以上		33.4	33.5	34.3	36.0	37.4	39.1
			65～74歳	15.5	15.3	15.8	16.6	17.3	18.2
75歳以上			17.9	18.2	18.5	19.4	20.1	20.9	
浜益圏域	総数		1,836	1,763	1,705	1,672	1,591	1,547	
		0～64歳	971	913	859	850	785	753	
		65歳以上		865	850	846	822	806	794
			65～74歳	352	333	329	323	307	308
			75歳以上	513	517	517	499	499	486
	構成比		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
		0～64歳	52.9	51.8	50.4	50.8	49.3	48.7	
		65歳以上		47.1	48.2	49.6	49.2	50.7	51.3
			65～74歳	19.2	18.9	19.3	19.4	19.3	19.9
75歳以上			27.9	29.3	30.3	29.8	31.4	31.4	

(資料：住民基本台帳 10月1日現在)

第2節 人口の将来推計

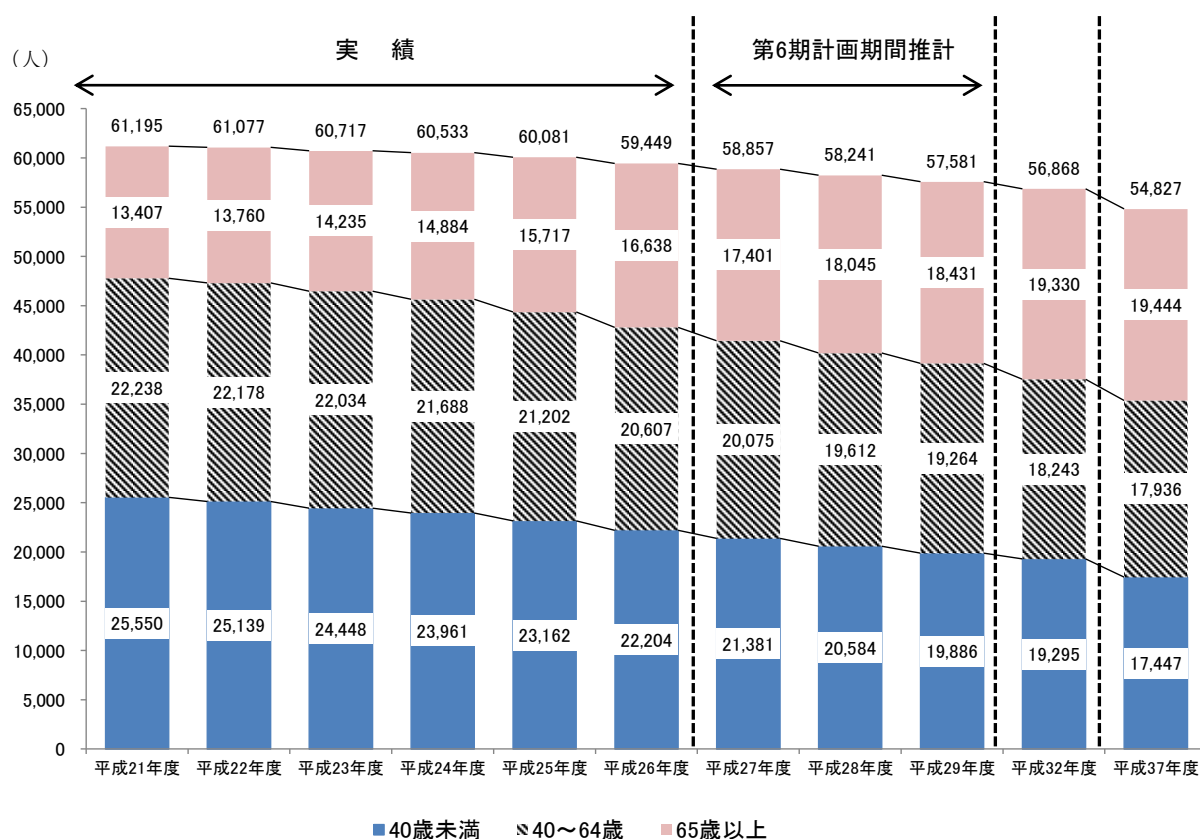
【人口の将来推計】

第6期の計画期間である、平成27～29年度の推計でも人口は減少傾向にあり、40歳未満、40～64歳の人口の減少と65歳以上の人口の増加は、平成21～26年度までと同様の傾向です。

計画期間である平成27～29年度の3年間で、40歳未満は21,381人から19,886人（1,495人減少）、40～64歳は20,075人から19,264人（811人減少）、65歳以上は17,401人から18,431人（1,030人増加）と推計されました。

平成26年度と団塊の世代が75歳となる平成37年度を比較すると40歳未満は22,204人から17,447人（4,757人減少）、40～64歳未満は20,607人から17,936人（2,671人減少）、65歳以上は16,638人から19,444人（2,806人増加）と推計されます。

◆人口の推移と将来推計（平成21～29年度、32年度、37年度）◆



（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
40歳未満	25,550	25,139	24,448	23,961	23,162	22,204	21,381	20,584	19,886	19,295	17,447
40～64歳	22,238	22,178	22,034	21,688	21,202	20,607	20,075	19,612	19,264	18,243	17,936
65歳以上	13,407	13,760	14,235	14,884	15,717	16,638	17,401	18,045	18,431	19,330	19,444
合計	61,195	61,077	60,717	60,533	60,081	59,449	58,857	58,241	57,581	56,868	54,827

（資料：平成21～26年度は住民基本台帳 10月1日現在）

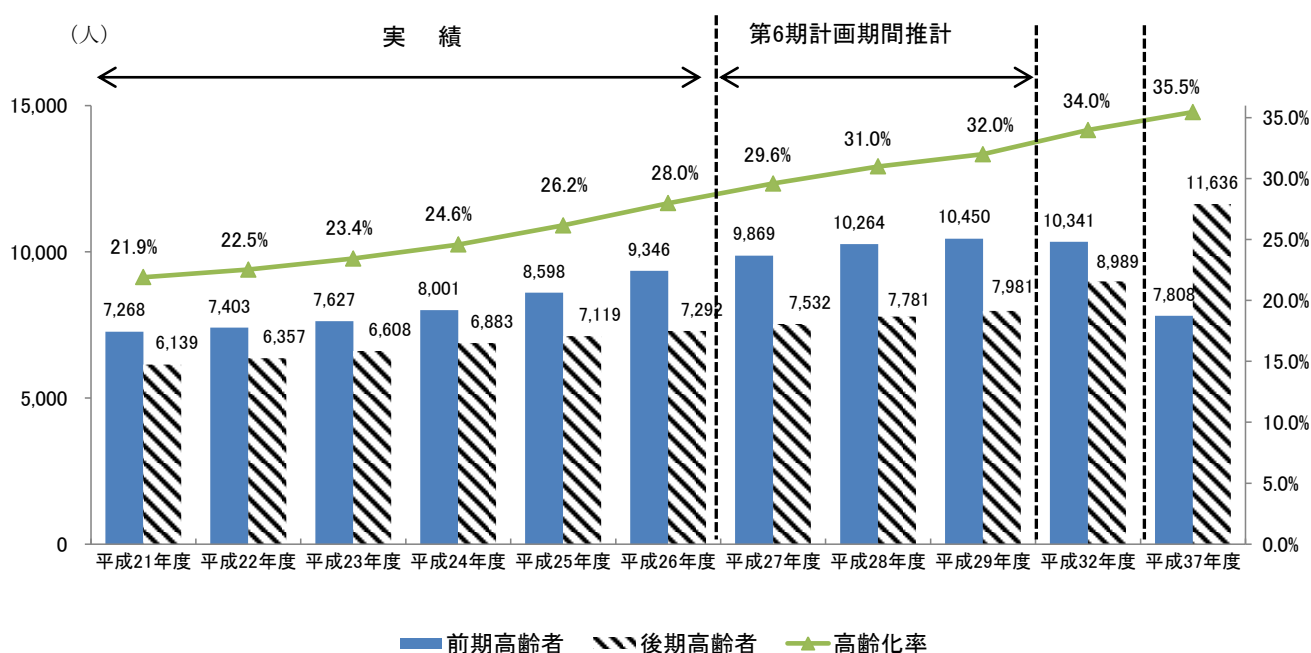
※平成27～29年度は平成24年10月1日から平成26年10月1日時点の住民基本台帳の人口を性別・年齢別に集計した上で、各年度の伸び率及び減少率、平成26年度の人口状況等を考慮し算出、平成32、37年度は国立社会保障・人口問題研究所推計。

【前期・後期高齢者数、高齢化率の将来推計】

平成27～32年度では、前期高齢者（65～74歳）が後期高齢者（75歳以上）を上回っています（平成32年度時点で前期高齢者10,341人、後期高齢者8,989人）が、平成37年度では、後期高齢者が11,636人、前期高齢者が7,808人と後期高齢者が前期高齢者を大きく上回ると推計されました。

また、高齢化率も年々増加し平成26年度では28.0%ですが、平成37年度では35.5%と推計されます。

◆前期・後期高齢者と高齢化率の推移と将来推計（平成21～29年度、32年度、37年度）◆



（単位：人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
前期高齢者	7,268	7,403	7,627	8,001	8,598	9,346
後期高齢者	6,139	6,357	6,608	6,883	7,119	7,292
合計	13,407	13,760	14,235	14,884	15,717	16,638
高齢化率	21.9%	22.5%	23.4%	24.6%	26.2%	28.0%
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度	
前期高齢者	9,869	10,264	10,450	10,341	7,808	
後期高齢者	7,532	7,781	7,981	8,989	11,636	
合計	17,401	18,045	18,431	19,330	19,444	
高齢化率	29.6%	31.0%	32.0%	34.0%	35.5%	

（資料：平成21～26年度は住民基本台帳 10月1日現在）

※平成27～29年度は平成24年10月1日から平成26年10月1日時点の住民基本台帳の人口を性別・年齢別に集計した上で、各年度の伸び率及び減少率、平成26年度の人口状況等を考慮し算出、平成32、37年度は国立社会保障・人口問題研究所推計。

第3節 アンケート調査からみる高齢者の現状

平成27年度から29年度までを計画期間とする「石狩市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定する基礎調査として、高齢者の心身の状況や施策ニーズを把握するために、65歳以上の高齢者へアンケート調査を実施しました。

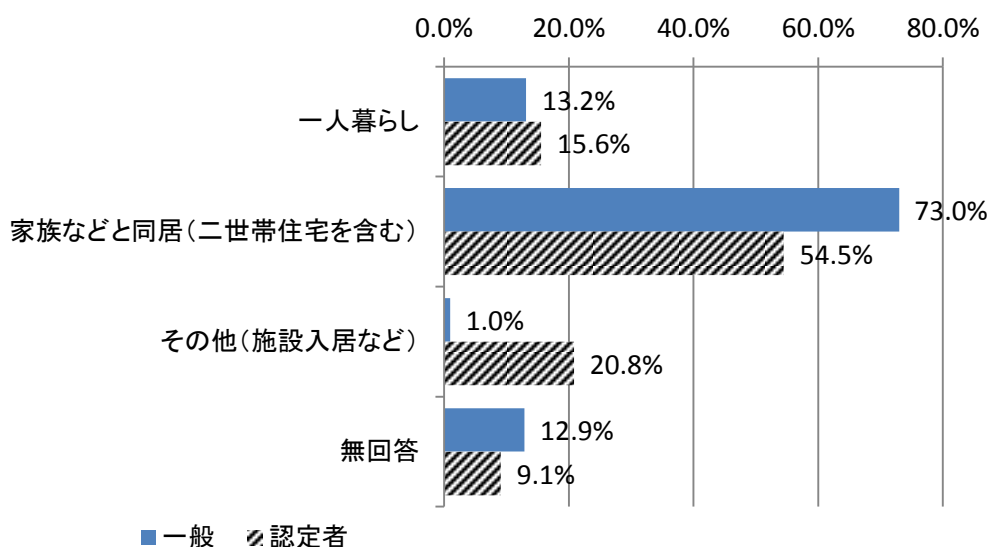
アンケート調査は、市内に住む認定高齢者（要支援・要介護認定者）に対し、無作為に抽出した1,000人とそれ以外に無作為に抽出した一般高齢者（介護保険認定を受けていない高齢者）1,300人に対し、平成26年6月1日を基準日にして6月25日～7月18日まで実施しました。

◆配布数の内訳

対象者	配布数	回収数	有効回答率
認定高齢者	1,000	514	51.4%
一般高齢者	1,300	730	56.2%

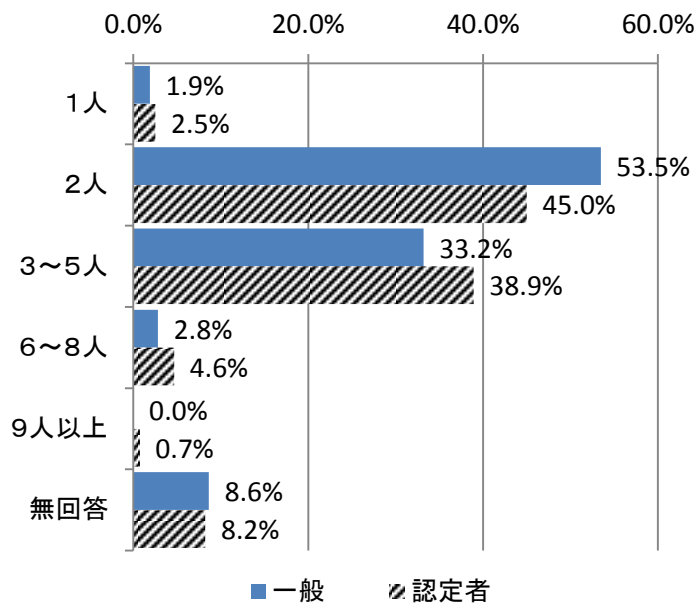
（1）家族形態

◆家族構成

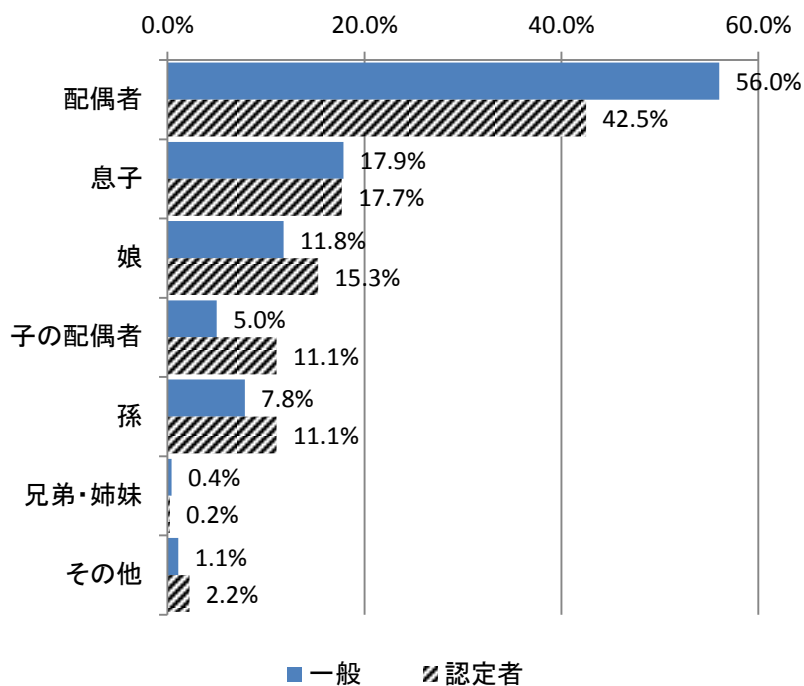


回答者の家族形態は、家族など同居（二世帯住宅を含む）が最も多く、一般高齢者では73.0%、認定高齢者では54.5%となっています。

◆同居している方の人数

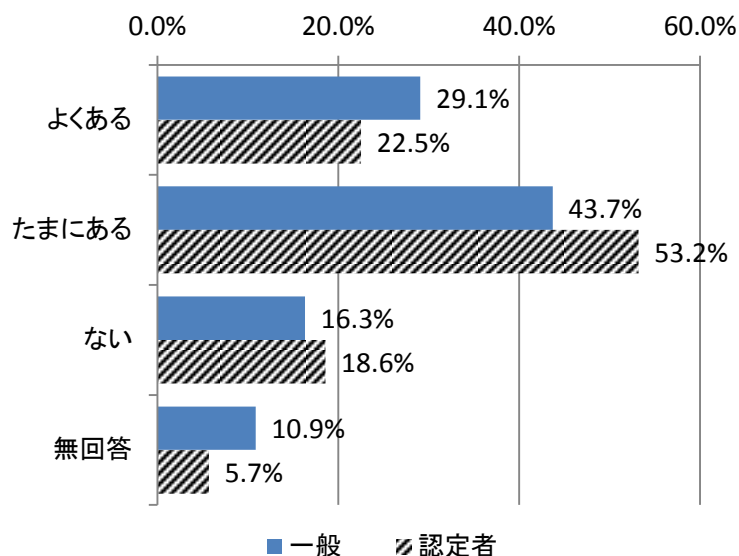


◆同居している方（複数回答）



世帯の人数は「2人」が最も多く、一般高齢者が53.5%、認定高齢者が45.0%でした。同居している方は一般高齢者、認定高齢者ともに配偶者が最も多く、約50%の回答でした。

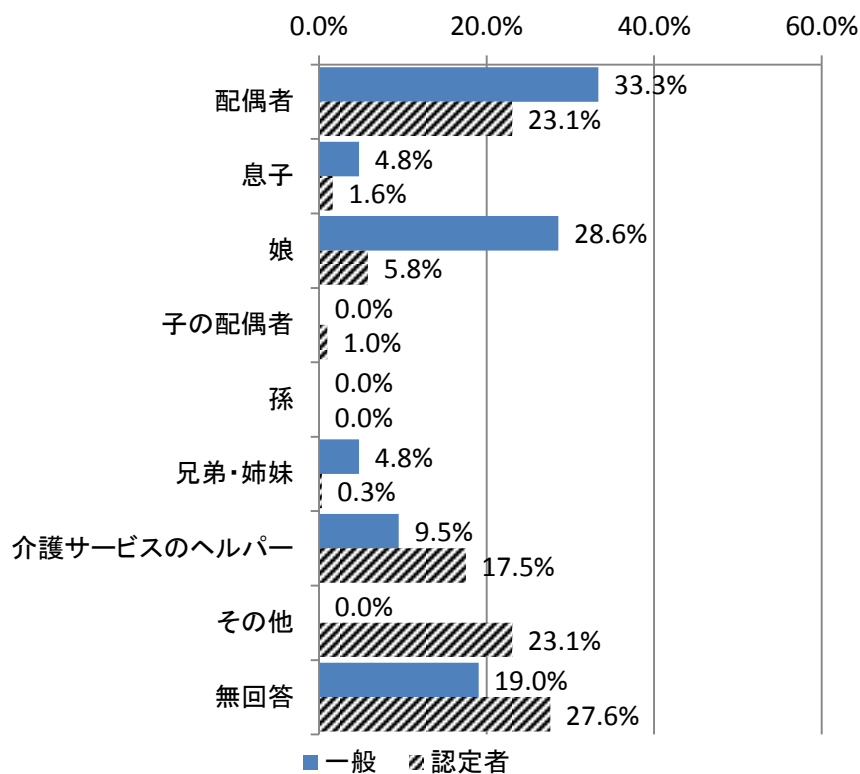
◆家族などと同居している方の中での状況



家族などと同居されている方の中での状況は、一人になることが「たまにある」と回答した方が最も多く、一般高齢者では43.7%、認定高齢者では53.2%でした。また「よくある」と回答した方も、一般高齢者、認定高齢者ともに2～3割となっており、日中独居の高齢者が比較的多いことがうかがえます。

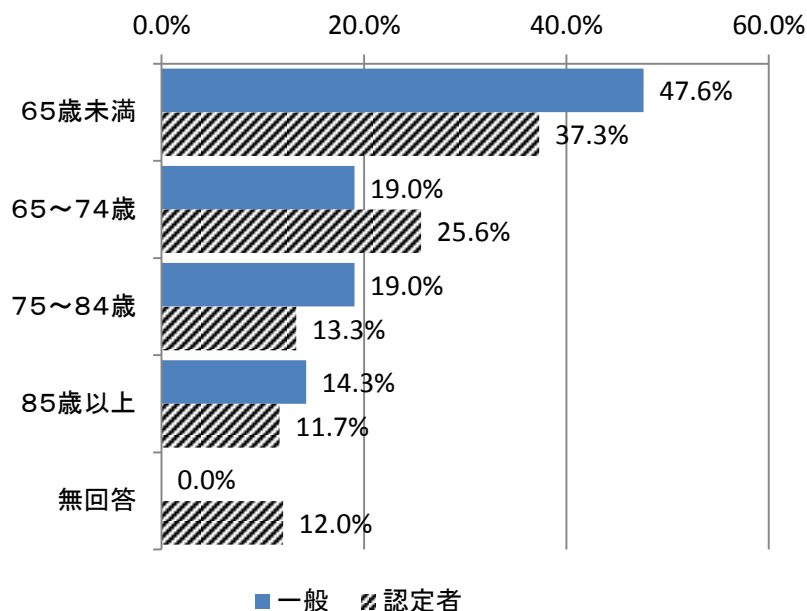
(2) 介護・介助をしている方の状況

◆介護・介助を受けている方に主に介護・介助をしている方



介護・介助を主にしている方は、一般高齢者 33.3%、認定高齢者 23.1%とともに配偶者が最も多いです。認定高齢者は、施設へ入所している方も回答しているため、「その他（施設職員）」の回答も多く 23.1%でした。

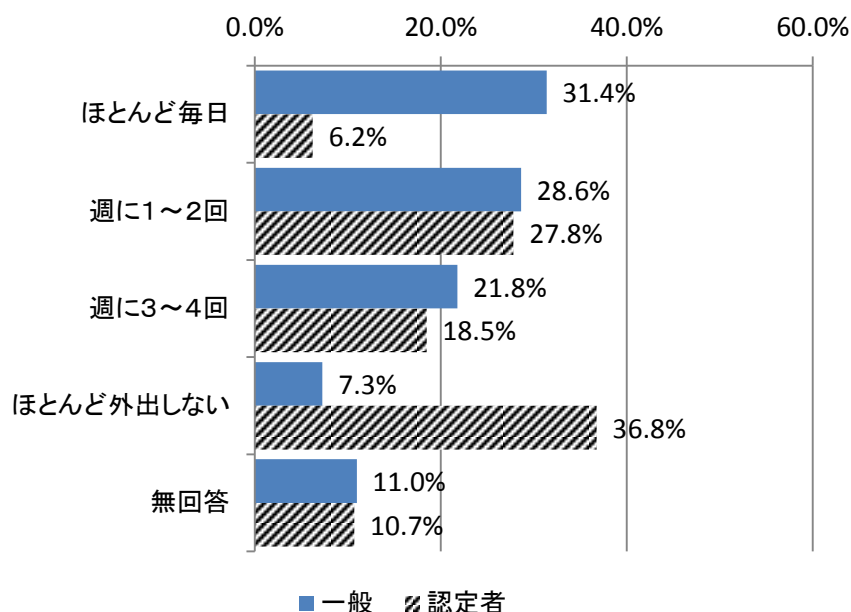
◆主に介護・介助をしている方の年齢



介護・介助をしている方の年齢は、65歳未満の方が最も多く、一般高齢者 47.6%、認定高齢者 37.3%です。認定高齢者の介護・介助している方の年齢は、65～74歳の方が 25.6%、75～84歳の方が 13.3%、85歳以上の方が 11.7%です。これらを合わせた 65歳以上の方でみると、50.6%で5割を超え、老老介護の現実を示しています。

（３）日常生活

◆外出の頻度

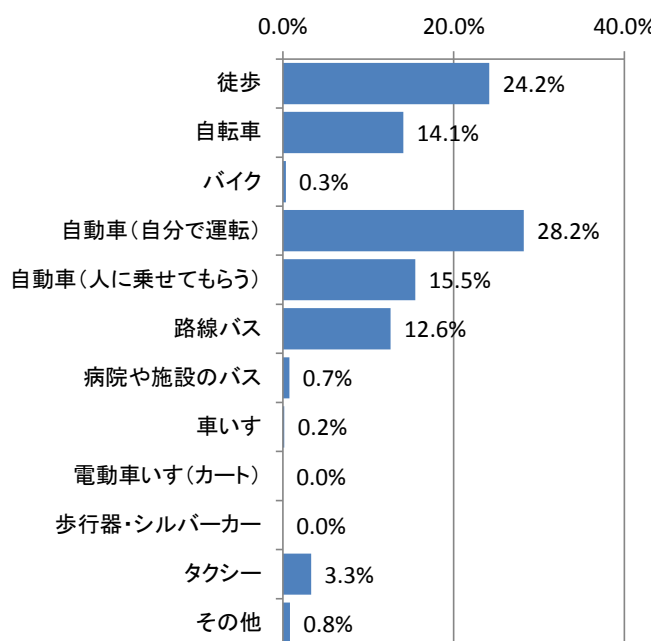


外出の頻度は、一般高齢者は「ほとんど外出しない」方は7.3%で、週に何回か外出している方が81.8%でした。認定高齢者は、「ほとんど外出しない」方が36.8%、「週に1～2回」が27.8%でした。

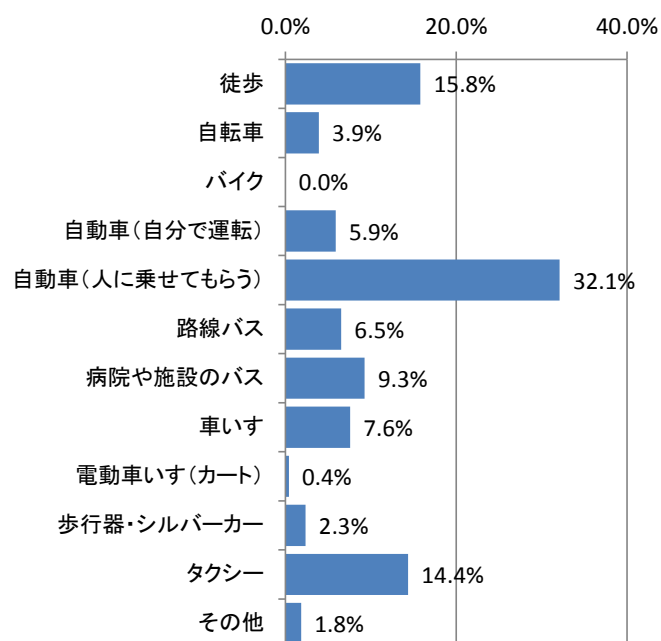
また、外出を控えている理由は、一般高齢者、認定高齢者ともに「足腰などの痛み」が要因のようです（一般高齢者31.4%、認定高齢者22.6%）。一般高齢者では、心身の状態と関わりのない理由で、「交通手段がない」14.3%、「経済的に出られない」12.9%も要因に上げられています。

◆外出する際の移動手段（複数回答）

○一般高齢者

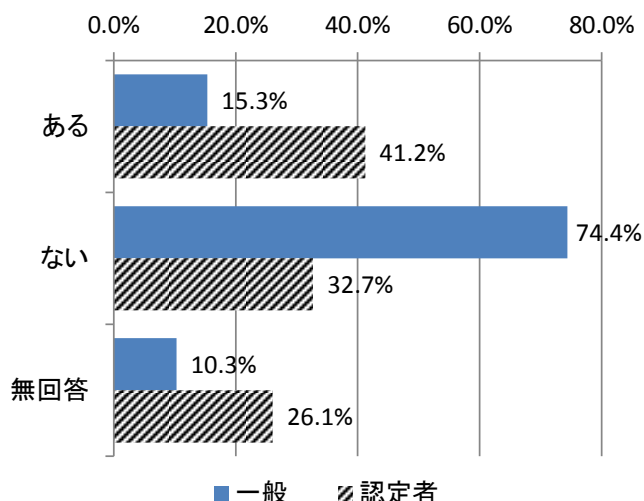


○認定高齢者



外出する際の移動手段は、一般高齢者、認定高齢者ともに自動車が最も多くなっています。このうち一般高齢者では「自分で運転する」方が28.2%、「乗せてもらう」方が15.5%、認定高齢者では「自分で運転する」方が5.9%、「乗せてもらう」方が32.1%でした。

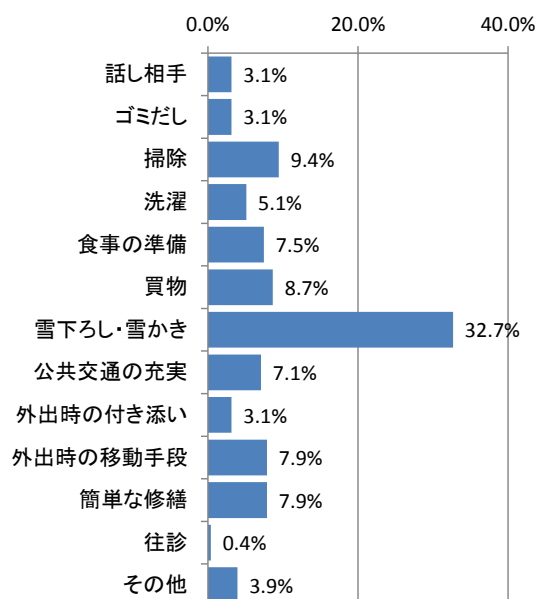
◆家で生活をする上で援助や支援をしてほしいこと



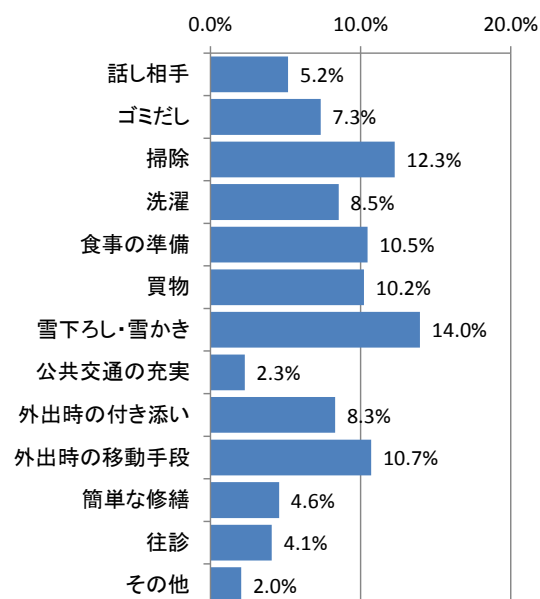
家で生活を送る上での援助や支援について、一般高齢者では、支援してほしいことが「ない」と74.4%の方が回答しています。認定高齢者では、支援してほしいことが「ある」と回答した方が41.2%、「ない」と回答した方が32.7%でした。

◆援助や支援をしてほしいこと（複数回答）

○一般高齢者



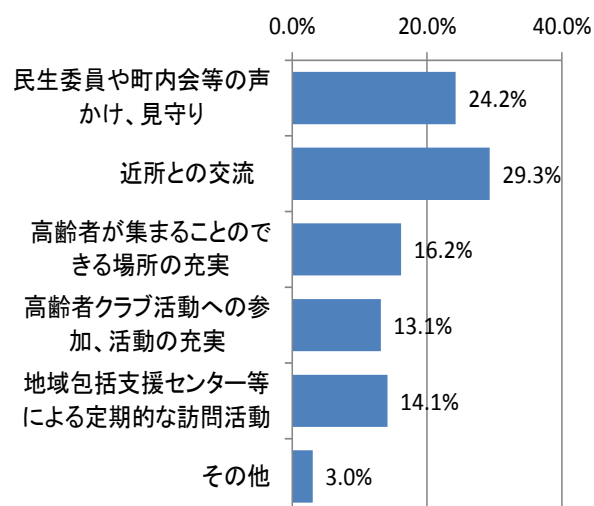
○認定高齢者



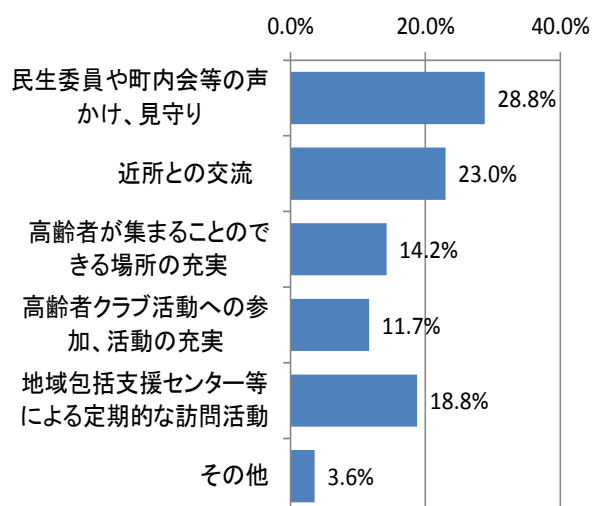
援助や支援をしてほしいことで最も多いのが、一般高齢者、認定高齢者ともに「雪下ろし・雪かき」です。一般高齢者は32.7%、認定高齢者は14.0%でした。また、認定高齢者は、生活支援（掃除やゴミだしなど）、外出時の移動手段などの希望もあります。

◆今後必要と思われる支援（複数回答）

○一般高齢者



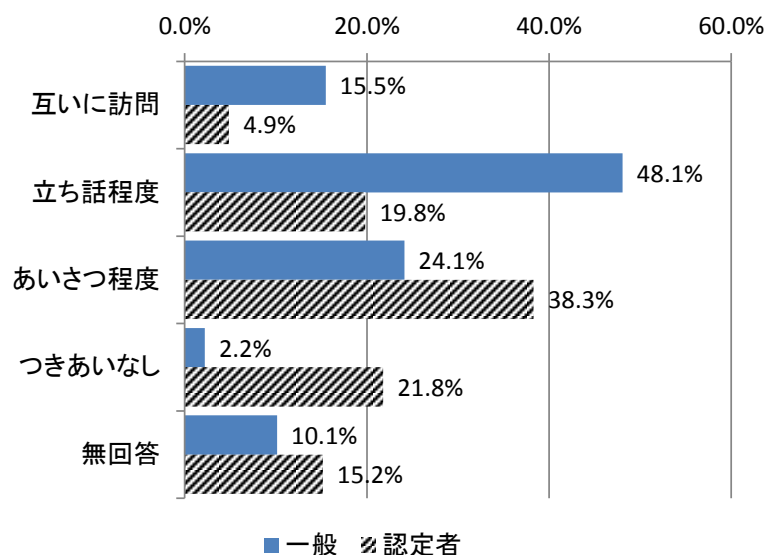
○認定高齢者



住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは、一般高齢者では「近所との交流」が最も多く 29.3%でした。認定高齢者では「民生委員や町内会等の声かけ、見守り」が最も多く 28.8%でした。また、高齢者同士で集う場所を求める声や、地域包括支援センターの活動への要望もありました。

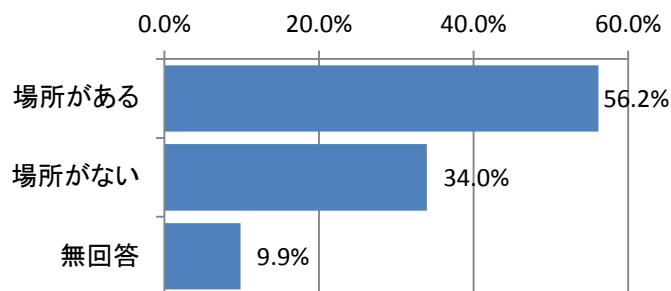
（４）社会参加について

◆近所の人とのつきあい



「互いに訪問」と「立ち話程度」を合わせると一般高齢者は63.6%、認定高齢者は24.7%となっています。

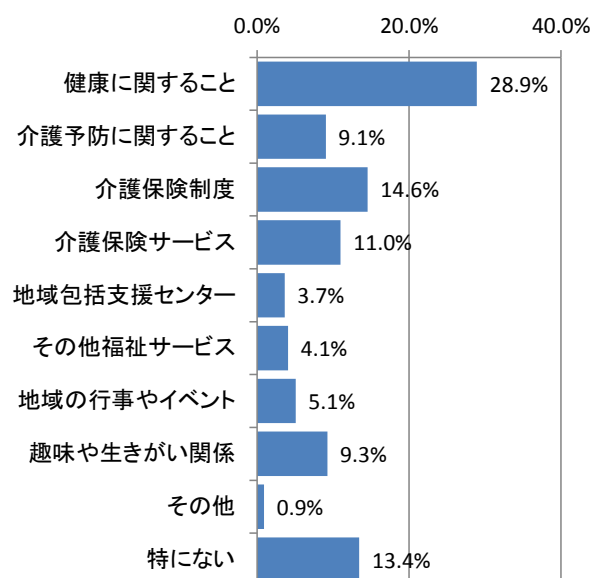
◆近所での気軽に行ける場所



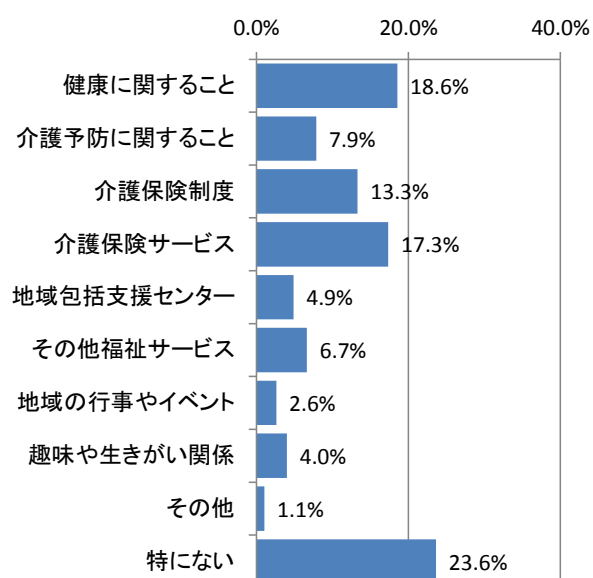
一般高齢者の方のみの回答です。56.2%の方が近所で気軽に行ける場所があると回答しています。

◆知りたい情報

○一般高齢者



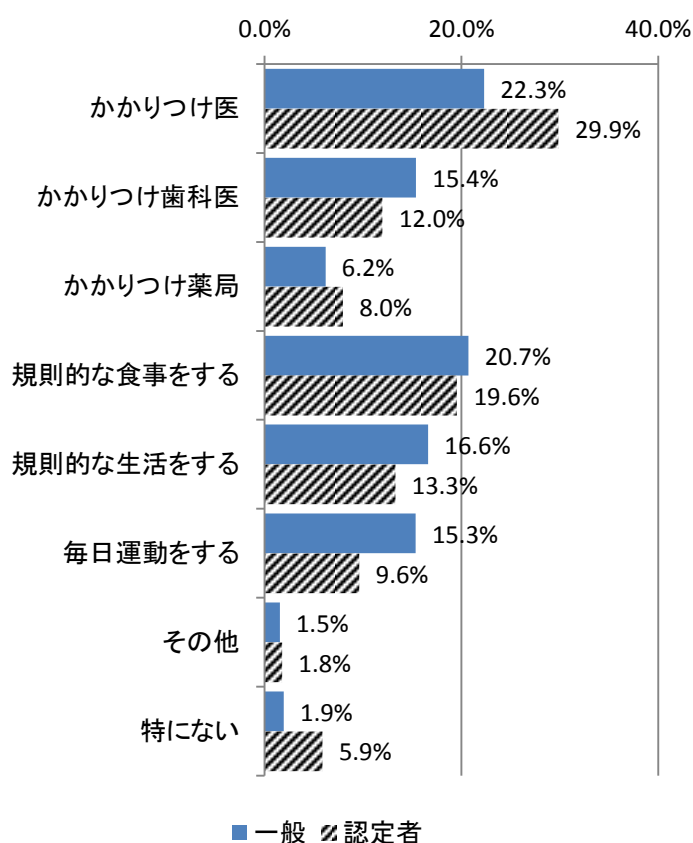
○認定高齢者



知りたい情報で最も多かったのは「健康に関すること」で一般高齢者28.9%、認定高齢者18.6%でした。また「特にない」と回答した方も全体でみると17.2%と比較的多いです。

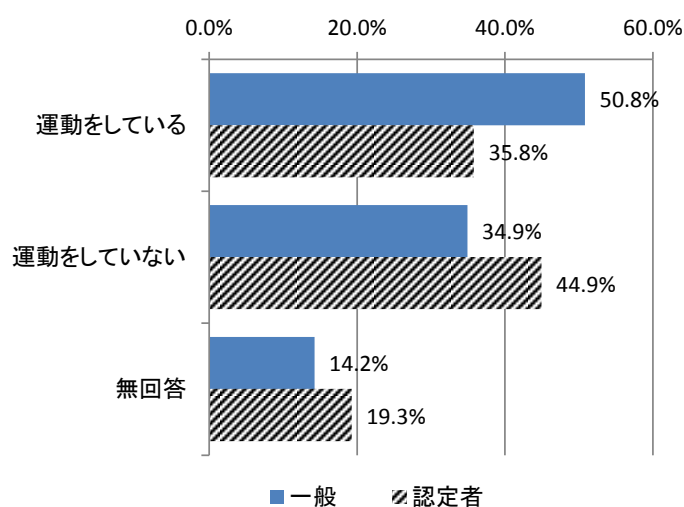
（５）健康について

◆健康づくりに心掛けていること



健康づくりに心掛けていることとして、一般高齢者、認定高齢者ともに「かかりつけ医を決めている」と回答した方が最も多く、一般高齢者22.3%、認定高齢者29.9%でした。次いで「規則的な食事をする」が、一般高齢者20.7%、認定高齢者19.6%となっています。

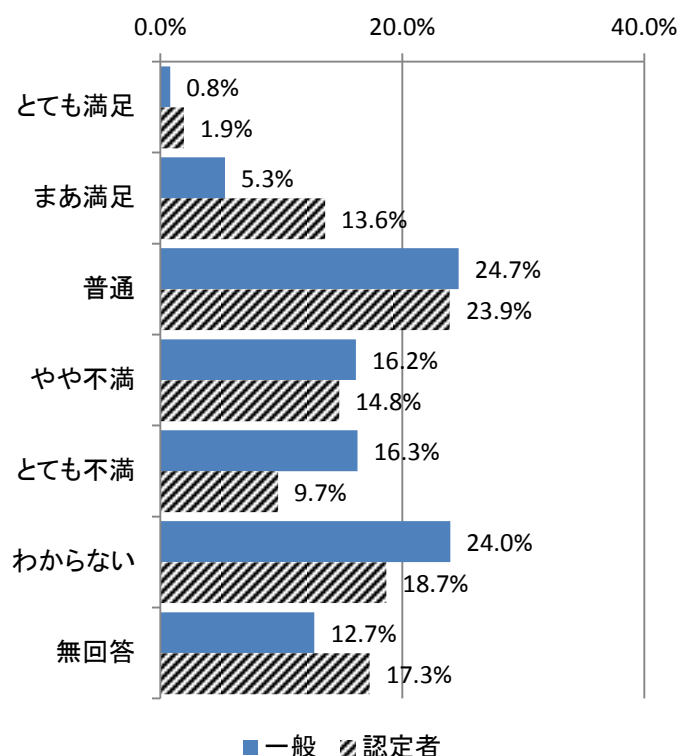
◆運動



日頃、運動をしている方は、一般高齢者で50.8%、認定高齢者で35.8%でした。

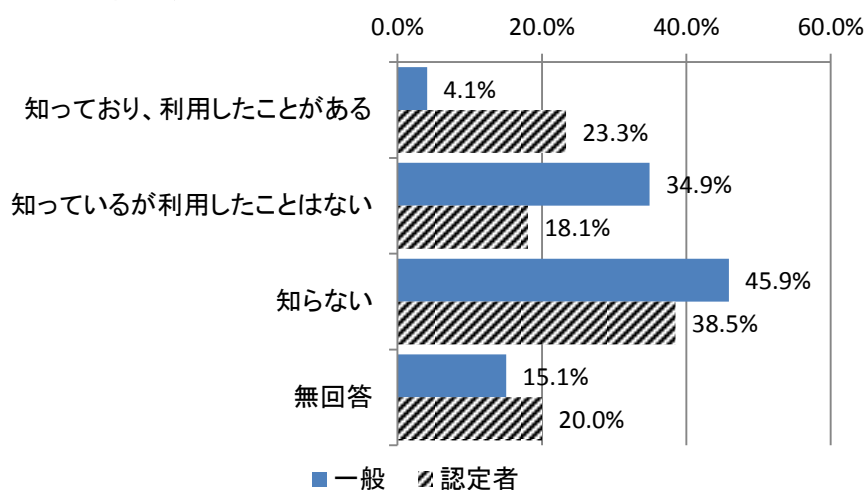
（６）介護保険制度や介護保険サービス・高齢福祉サービスについて

◆介護保険制度の満足度



介護保険制度の満足度は、一般高齢者、認定高齢者ともに「普通」と回答した方が最も多く、一般高齢者 24.7%、認定高齢者 23.9%でした。また、一般高齢者で「わからない」という回答が 24.0%で比較的多くなりました。

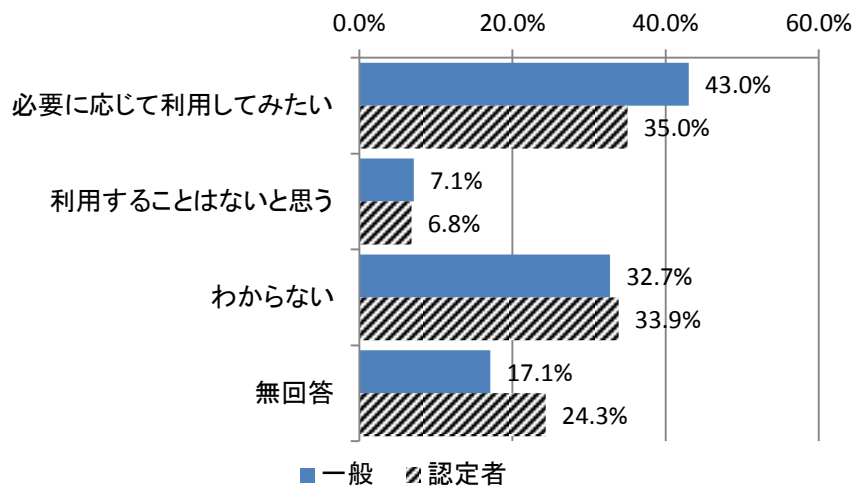
◆地域包括支援センター認知度



地域包括支援センターについて「知らない」が一般高齢者45.9%、認定高齢者38.5%でともに最も多くなっています。

また「知っているが利用したことはない」が、一般高齢者34.9%と認定高齢者18.1%の約2倍になっています。

◆地域包括支援センター利用希望有無



地域包括支援センターの利用について「必要に応じて利用してみたい」が最も多く、一般高齢者43.0%、認定高齢者35.0%でした。また「わからない」と回答する方も一般高齢者で32.7%、認定高齢者で33.9%となっています。

◆介護保険サービス利用状況（認定高齢者のみ）

介護サービス	介護サービス利用状況								介護サービスごとの合計	
	利用している		利用していない		知らない		無回答			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
介護老人福祉施設	59	11.5%	220	42.8%	36	7.0%	199	38.7%	514	100.0%
介護老人保健施設	43	8.4%	201	39.1%	46	8.9%	224	43.6%	514	100.0%
介護療養型医療施設	18	3.5%	211	41.1%	53	10.3%	232	45.1%	514	100.0%
短期入所生活介護	33	6.4%	216	42.0%	45	8.8%	220	42.8%	514	100.0%
短期入所療養介護	22	4.3%	218	42.4%	48	9.3%	226	44.0%	514	100.0%
特定施設入居者生活介護	8	1.6%	226	44.0%	42	8.2%	238	46.3%	514	100.0%
訪問介護	57	11.1%	217	42.2%	22	4.3%	218	42.4%	514	100.0%
訪問入浴介護	26	5.1%	234	45.5%	31	6.0%	223	43.4%	514	100.0%
訪問看護	42	8.2%	220	42.8%	28	5.4%	224	43.6%	514	100.0%
訪問リハビリテーション	42	8.2%	218	42.4%	33	6.4%	221	43.0%	514	100.0%
居宅療養管理指導	24	4.7%	222	43.2%	37	7.2%	231	44.9%	514	100.0%
通所介護	122	23.7%	172	33.5%	21	4.1%	199	38.7%	514	100.0%
通所リハビリテーション	78	15.2%	190	37.0%	29	5.6%	217	42.2%	514	100.0%
小規模多機能型居宅介護	21	4.1%	212	41.2%	47	9.1%	234	45.5%	514	100.0%
認知症対応型通所介護	16	3.1%	211	41.1%	56	10.9%	231	44.9%	514	100.0%
認知症対応型共同生活介護	16	3.1%	213	41.4%	54	10.5%	231	44.9%	514	100.0%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6	1.2%	210	40.9%	63	12.3%	235	45.7%	514	100.0%
地域密着型介護老人福祉施設	7	1.4%	209	40.7%	62	12.1%	236	45.9%	514	100.0%
福祉用具の貸与	92	17.9%	182	35.4%	32	6.2%	208	40.5%	514	100.0%
福祉用具購入費の支給	74	14.4%	187	36.4%	36	7.0%	217	42.2%	514	100.0%
住宅改修費の支給	118	23.0%	167	32.5%	30	5.8%	199	38.7%	514	100.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13	2.5%	199	38.7%	54	10.5%	248	48.2%	514	100.0%

認定高齢者の利用している介護サービスで最も多いのは、通所介護（デイサービス）で23.7%でした。次いで、住宅改修費の支給23.0%、福祉用具の貸与17.9%でした。

◆高齢者保健福祉サービスの認知度（一般高齢者）

	高齢者保健・福祉サービス認知度						高齢者保健・福祉サービス認知度ごとの合計	
	知っている		知らない		無回答			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
健康診査	542	74.2%	24	3.3%	164	22.5%	730	100.0%
がん検診	557	76.3%	16	2.2%	157	21.5%	730	100.0%
健康相談	390	53.4%	131	17.9%	209	28.6%	730	100.0%
健康づくり講座	273	37.4%	229	31.4%	228	31.2%	730	100.0%
ヘルスアップ事業	118	16.2%	370	50.7%	242	33.2%	730	100.0%
リハビリ教室	96	13.2%	369	50.5%	265	36.3%	730	100.0%
パワーリハビリテーション	108	14.8%	380	52.1%	242	33.2%	730	100.0%
おげんき塾	118	16.2%	372	51.0%	240	32.9%	730	100.0%
介護予防教室	89	12.2%	398	54.5%	243	33.3%	730	100.0%
中・高齢者向け太極拳教室	83	11.4%	396	54.2%	251	34.4%	730	100.0%
高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会	202	27.7%	288	39.5%	240	32.9%	730	100.0%
福祉利用割引券	461	63.2%	92	12.6%	177	24.2%	730	100.0%
高齢者クラブ	291	39.9%	218	29.9%	221	30.3%	730	100.0%
憩の家・寿の家	279	38.2%	228	31.2%	223	30.5%	730	100.0%
生きがい対策事業	140	19.2%	342	46.8%	248	34.0%	730	100.0%
いきいきホームヘルプサービス	210	28.8%	284	38.9%	236	32.3%	730	100.0%
いきがいショートステイ	229	31.4%	268	36.7%	233	31.9%	730	100.0%
ニコピン倶楽部	66	9.0%	415	56.8%	249	34.1%	730	100.0%
徘徊認知症高齢者等検索機器貸与	66	9.0%	413	56.6%	251	34.4%	730	100.0%
ひとり暮らし高齢者等訪問サービス	155	21.2%	332	45.5%	243	33.3%	730	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯等除雪サービス	279	38.2%	223	30.5%	228	31.2%	730	100.0%
ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス	144	19.7%	342	46.8%	244	33.4%	730	100.0%
食の自立支援(配食)サービス	263	36.0%	232	31.8%	235	32.2%	730	100.0%
ふれあい雪かき運動	203	27.8%	295	40.4%	232	31.8%	730	100.0%
寝たきり高齢者等外出支援サービス	90	12.3%	390	53.4%	250	34.2%	730	100.0%
寝たきり高齢者等理容サービス	94	12.9%	391	53.6%	245	33.6%	730	100.0%
寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス	97	13.3%	389	53.3%	244	33.4%	730	100.0%
寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス	58	7.9%	421	57.7%	251	34.4%	730	100.0%
成年後見制度	243	33.3%	253	34.7%	234	32.1%	730	100.0%
ニコピン編集局	121	16.6%	368	50.4%	241	33.0%	730	100.0%

◆高齢者保健・福祉サービスの認知度（認定高齢者）

	高齢者保健・福祉サービス認知度						高齢者保健・福祉サービス認知度ごとの合計	
	知っている		知らない		無回答			
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
健康診査	301	58.6%	61	11.9%	152	29.6%	514	100.0%
がん検診	313	60.9%	50	9.7%	151	29.4%	514	100.0%
健康相談	210	40.9%	128	24.9%	176	34.2%	514	100.0%
健康づくり講座	128	24.9%	203	39.5%	183	35.6%	514	100.0%
ヘルスアップ事業	64	12.5%	260	50.6%	190	37.0%	514	100.0%
リハビリ教室	49	9.5%	264	51.4%	201	39.1%	514	100.0%
パワーリハビリテーション	65	12.6%	260	50.6%	189	36.8%	514	100.0%
おげんき塾	55	10.7%	271	52.7%	188	36.6%	514	100.0%
介護予防教室	45	8.8%	278	54.1%	191	37.2%	514	100.0%
中・高齢者向け太極拳教室	28	5.4%	296	57.6%	190	37.0%	514	100.0%
高齢者・身体障がい者合同スポーツ大会	71	13.8%	256	49.8%	187	36.4%	514	100.0%
福祉利用割引券	270	52.5%	82	16.0%	162	31.5%	514	100.0%
高齢者クラブ	138	26.8%	193	37.5%	183	35.6%	514	100.0%
憩の家・寿の家	128	24.9%	207	40.3%	179	34.8%	514	100.0%
生きがい対策事業	74	14.4%	247	48.1%	193	37.5%	514	100.0%
いきいきホームヘルプサービス	108	21.0%	218	42.4%	188	36.6%	514	100.0%
いきがいショートステイ	127	24.7%	201	39.1%	186	36.2%	514	100.0%
ニコピン倶楽部	34	6.6%	288	56.0%	192	37.4%	514	100.0%
徘徊認知症高齢者等検索機器貸与	31	6.0%	286	55.6%	197	38.3%	514	100.0%
ひとり暮らし高齢者等訪問サービス	68	13.2%	249	48.4%	197	38.3%	514	100.0%
ひとり暮らし高齢者世帯等除雪サービス	149	29.0%	180	35.0%	185	36.0%	514	100.0%
ひとり暮らし高齢者等緊急通報サービス	81	15.8%	241	46.9%	192	37.4%	514	100.0%
食の自立支援(配食)サービス	156	30.4%	175	34.0%	183	35.6%	514	100.0%
ふれあい雪かき運動	92	17.9%	234	45.5%	188	36.6%	514	100.0%
寝たきり高齢者等外出支援サービス	55	10.7%	265	51.6%	194	37.7%	514	100.0%
寝たきり高齢者等理容サービス	67	13.0%	258	50.2%	189	36.8%	514	100.0%
寝たきり高齢者等紙おむつ給付サービス	87	16.9%	239	46.5%	188	36.6%	514	100.0%
寝たきり高齢者等ふとんクリーニングサービス	40	7.8%	277	53.9%	197	38.3%	514	100.0%
成年後見制度	119	23.2%	207	40.3%	188	36.6%	514	100.0%
ニコピン編集局	47	9.1%	275	53.5%	192	37.4%	514	100.0%

(7) まとめ

◎家族形態について

家族形態は「家族など同居（二世帯住宅を含む）」が最も多く一般高齢者では73.0%、認定高齢者では54.5%となっています。世帯の人数は本人を含め「2人」が最も多く、配偶者と暮らしている方が最も多く一般高齢者53.5%、認定高齢者45.0%となっており「老老世帯」が多いことがわかります。

介護・介助をしている方は、介護サービスの職員等を除くと配偶者が最も多くなっており、認定高齢者の回答のうち介護・介助をしている方の年齢が65歳以上の方は5割を超え、85歳以上の方が11.7%でした。

◎日常生活について

外出についての回答結果をみると、一般高齢者は「ほとんど外出しない」方は7.3%で、週に何回か外出している方が81.8%でした。認定高齢者の方は、「ほとんど外出しない」方が36.8%、「週に1～2回」が27.8%でした。また、外出を控えている理由で最も多かったのが、一般高齢者、認定高齢者ともに、「足・腰の痛み」でした。「交通機関がない」「経済的に出られない」といった自身の体力以外での理由も一般高齢者からはあがっています。

外出する際の移動手段は、自動車が最も多く一般高齢者では「自分で運転する」方が28.2%、「乗せてもらう」方が15.5%、認定高齢者では「自分で運転する」方が5.9%、「乗せてもらう」方が32.1%でした。一般高齢者では自分で運転される方が28.2%となっています。

日々の生活における必要な支援や援助については、一般高齢者、認定高齢者ともに「雪下ろし・雪かき」が最も多い回答でした。認定高齢者では生活支援（掃除やごみだし等）や移動手段を求める回答もあがっています。

また、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは、一般高齢者では「近所との交流」が最も多く29.3%でした。認定高齢者では「民生委員や町内会等の声かけ、見守り」が最も多く28.8%でした。また、高齢者同士で集う場所を求める声や、地域包括支援センターの活動への要望もあり、気軽に声をかけあいお互いに顔見知りの関係づくりを深めるきっかけづくり、場づくりなどの回答もあがっています。

◎社会参加について

近所とのつきあいについて「互いに訪問」と「立ち話程度」を合わせると一般高齢者は63.6%、認定高齢者は24.7%でした。一般高齢者では、6割以上の方が近所とは顔見知りの関係であるようです。

反面、認定高齢者は「つきあいなし」という方が21.8%で近所との関係性は希薄なようです。また、一般高齢者においては「近所で気軽に行ける場所」がある方は56.2%で半数以上の方は居住地域での社会との関係性があるようです。

◎健康について

健康づくりに心掛けていることとして、一般高齢者、認定高齢者ともに「かかりつけ医を決めている」と回答した方が最も多いです。次いで「規則的な食事をする」と回答しています。また、知りたい情報として「健康に関すること」が一般高齢者、認定高齢者ともに最も多く、健康への関心が高いと思われます。

さらに、日ごろ運動をしている方は一般高齢者が50.8%、認定高齢者で35.8%と「適度な運動」が健康につながるといった意識づけが定着しているものと思われます。

◎介護保険制度や介護保険サービス・高齢福祉サービスについて

介護保険制度に対する満足度は、一般高齢者、認定高齢者ともに「普通」と回答した方が最も多く、一般高齢者24.7%、認定高齢者23.9%でした。また、一般高齢者は介護保険サービスを利用していないため「わからない」と回答した方が24.0%でした。介護保険制度に対する不満の理由としてあげられるのは「保険料が高い」ということが一番の要因のようですが、「保険制度がわかりにくい」といったことも上げられています。

地域包括支援センターについては、少しずつ周知が進んでいますが、知らないという方は一般高齢者45.9%、認定高齢者38.5%います。また、高齢福祉サービスについては、一般高齢者、認定高齢者ともに健診に関することは知っている方がほとんどですが、石狩市で行われている各サービスについては、知らない方も多く、自由意見でもこういったサービスについて知らなかったという声があがっています。

第4節 要介護（要支援）認定者数と介護給付費の状況

【要介護（要支援）認定者数の推移】

- 要介護認定者数は介護保険制度開始以降一貫して増加しており、平成25年度で2,787人、認定者率のここ3年間をみるとこれまでの上昇傾向が平成25年度においては一段落しています。
- 推計値と比較すると、平成24年度では実績値のほうが162人、平成25年度では実績値のほうが157人多くなっています。
- 介護度別にみると、平成24年度は要介護者3及び4の人数については推計値より実績値のほうが減少していますが、その他については実績値が上回っており、特に要支援2と要介護1の数が大きく上回っています。平成25年度についても同様の傾向となっています。
- 給付費（介護サービス等諸費＋介護予防サービス等諸費）は、平成25年度で推計値37億6千万円に対し、実績では38億1千万と約5千万円の増となっています。

◆第1号・要介護（要支援）認定者数の推移◆

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
第1号被保険者数(人)			11,039	11,459	11,882	12,413	12,953	13,407	13,760	14,235	14,884	15,717
認定者数(人)			1,751	1,895	2,010	2,056	2,125	2,206	2,278	2,410	2,650	2,787
構成比	旧要支援	要支援1	285	301	127	140	136	169	157	216	286	335
	旧要介護1	要支援2	560	609	257	264	316	301	329	300	304	325
		要介護1			504	437	432	472	542	612	722	802
	要介護2	要介護2	243	263	324	359	370	382	400	407	439	428
	要介護3	要介護3	211	254	301	324	344	328	279	311	297	291
	要介護4	要介護4	215	237	250	273	263	294	311	288	291	302
	要介護5	要介護5	237	231	247	259	264	260	260	276	311	304
認定者率			15.9%	16.5%	16.9%	16.6%	16.4%	16.5%	16.6%	16.9%	17.8%	17.7%
構成比	旧要支援	要支援1	16.3%	15.9%	6.3%	6.8%	6.4%	7.7%	6.9%	9.0%	10.8%	12.0%
	旧要介護1	要支援2	32.0%	32.1%	12.8%	12.8%	14.9%	13.6%	14.4%	12.4%	11.5%	11.7%
		要介護1			25.1%	21.3%	20.3%	21.4%	23.8%	25.4%	27.2%	28.8%
	要介護2	要介護2	13.9%	13.9%	16.1%	17.5%	17.4%	17.3%	17.6%	16.9%	16.6%	15.4%
	要介護3	要介護3	12.1%	13.4%	15.0%	15.8%	16.2%	14.9%	12.2%	12.9%	11.2%	10.4%
	要介護4	要介護4	12.3%	12.5%	12.4%	13.3%	12.4%	13.3%	13.7%	12.0%	11.0%	10.8%
	要介護5	要介護5	13.5%	12.2%	12.3%	12.6%	12.4%	11.8%	11.4%	11.5%	11.7%	10.9%

◆認定者と給付費の推計値と実績値の比較◆

		推計値			実績値		計画値との増減	
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度	平成25年度
被保険者総数		36,566	36,880	37,194	36,572	36,919	6	39
第1号被保険者		15,136	15,824	16,512	14,884	15,717	-252	-107
	65～69歳	4,890	5,238	5,586	4,517	4,950	-373	-288
	70～74歳	3,507	3,656	3,805	3,484	3,648	-23	-8
	75～79歳	2,657	2,708	2,759	2,725	2,797	68	89
	80～84歳	2,072	2,109	2,146	2,061	2,110	-11	1
	85歳以上	2,010	2,113	2,216	2,097	2,212	87	99
第2号被保険者		21,430	21,056	20,682	21,688	21,202	258	146
認定者総数		2,488	2,630	2,817	2,650	2,787	162	157
旧要支援	要支援1	251	299	350	286	335	35	36
旧要介	要支援2	239	204	182	304	325	65	121
護1	要介護1	675	762	853	722	802	47	40
要介護2		411	414	422	439	428	28	14
要介護3		310	320	341	297	291	-13	-29
要介護4		314	330	356	291	302	-23	-28
要介護5		288	301	313	311	304	23	3
給付費(千円)		3,623,013	3,765,507	3,992,356	3,690,839	3,815,161	67,826	49,654

注：ここで挙げている給付費は「介護サービス等諸費」と「介護予防サービス等諸費」の合算値。

第5節 地域密着型サービス・介護保険サービスの実績検証

【地域密着型サービスの検証】

○第5期計画において見込んだ地域密着型サービス必要定員総数については、下記のとおり概ね整備目標値を達成していますが、認知症対応型共同生活介護2床及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護9床の増床計画については、第5期計画内での実施が凍結となっています。

◆地域密着型サービスの目標値と実績値比較◆

	平成25年度	平成26年度迄	達成率
	(実績値)	(目標値)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	25人※	25人	100.0%
認知症対応型共同生活介護	241人	243人	99.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49人	58人	84.5%

※平成25年度中に公募により1事業所（定員25名）を選定し、平成26年4月より事業開始。

【介護保険サービスの検証】

○平成24年度における介護給付については、「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「通所リハビリテーション」等において、計画値と実績値の乖離がみられ、介護予防給付については、多くのメニューで実績値が計画値を上回っています。また、平成25年度における介護給付及び介護予防給付はそれぞれ前年度と似た傾向がみられます。

◆介護（予防）給付サービスの提供量の推移及び計画値と実績値比較◆

介護給付サービスの提供量

			介護給付(要介護1～5)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	回/年	計画値	62,197	68,148	74,067
		実績値	58,845	73,645	
訪問入浴介護	回/年	計画値	1,146	1,082	1,015
		実績値	1,132	962	
訪問看護	回/年	計画値	12,006	14,516	17,025
		実績値	17,568	19,258	
訪問リハビリテーション	日/年	計画値	1,191	1,191	1,239
		実績値	1,318	871	
居宅療養管理指導	件/年	計画値	2,216	2,706	3,194
		実績値	2,028	2,734	
通所介護	回/年	計画値	32,680	35,551	38,433
		実績値	40,525	49,391	
通所リハビリテーション	回/年	計画値	26,519	30,536	34,553
		実績値	22,259	21,685	
短期入所生活介護	日/年	計画値	9,005	10,245	11,465
		実績値	7,823	8,358	
短期入所療養介護	日/年	計画値	3,058	3,259	3,467
		実績値	2,060	1,874	
福祉用具貸与	件/年	計画値	5,108	5,661	6,212
		実績値	4,988	5,564	
福祉用具販売	件/年	計画値	142	150	158
		実績値	124	119	
住宅改修費	件/年	計画値	149	153	157
		実績値	151	150	
特定施設入居者生活介護	人	計画値	41	41	41
		実績値	50	48	
介護予防支援・居宅介護支援	人/年	計画値	10,420	11,444	12,468
		実績値	10,358	11,322	
夜間対応型訪問介護	人/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	
認知症対応型通所介護	回/年	計画値	2,972	3,413	3,853
		実績値	2,092	1,792	
小規模多機能型居宅介護	人/年	計画値	236	340	444
		実績値	371	412	
認知症対応型共同生活介護	人	計画値	214	214	216
		実績値	214	221	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	計画値	49	49	58
		実績値	50	50	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	
介護老人福祉施設	人	計画値	236	236	236
		実績値	227	229	
介護老人保健施設	人	計画値	114	114	114
		実績値	127	119	
介護療養型医療施設	人	計画値	55	55	55
		実績値	63	53	
療養病床(医療保険適用)からの転換分	人	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	

介護予防給付サービスの提供量

			予防給付(要支援1～2)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
訪問介護	人/年	計画値	1,365	1,457	1,549
		実績値	1,396	1,280	
訪問入浴介護	回/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	
訪問看護	回/年	計画値	1,302	1,615	1,925
		実績値	1,750	2,344	
訪問リハビリテーション	日/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	
居宅療養管理指導	件/年	計画値	98	110	122
		実績値	103	137	
通所介護	人/年	計画値	1,424	1,544	1,664
		実績値	1,816	2,281	
通所リハビリテーション	人/年	計画値	672	695	719
		実績値	715	666	
短期入所生活介護	日/年	計画値	383	447	512
		実績値	192	141	
短期入所療養介護	日/年	計画値	87	76	65
		実績値	63	18	
福祉用具貸与	件/年	計画値	941	952	962
		実績値	979	1,093	
福祉用具販売	件/年	計画値	77	82	86
		実績値	58	72	
住宅改修費	件/年	計画値	77	81	85
		実績値	85	93	
特定施設入居者生活介護	人	計画値	5	5	5
		実績値	5	4	
介護予防支援・居宅介護支援	人/年	計画値	3,712	3,836	3,960
		実績値	4,008	4,408	
夜間対応型訪問介護	人/年	計画値			
		実績値			
認知症対応型通所介護	回/年	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	
小規模多機能型居宅介護	人/年	計画値	72	108	144
		実績値	114	109	
認知症対応型共同生活介護	人	計画値	0	0	0
		実績値	0	1	
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	計画値			
		実績値			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	計画値			
		実績値			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人	計画値			
		実績値			
介護老人福祉施設	人	計画値			
		実績値			
介護老人保健施設	人	計画値			
		実績値			
介護療養型医療施設	人	計画値			
		実績値			
療養病床(医療保険適用)からの転換分	人	計画値			
		実績値			

* 第5期計画書及び介護給付実績より作成

第3章 基本理念と基本目標

第1節 基本理念

高齢者が安心して
健やかに暮らしつづけられる
はまなす薫るまち いしかり

これまでの第3期、第4期、第5期計画で基本理念として掲げたこの理念を、本計画でも引き続き継承し、介護、予防、医療、生活支援、住まいのサービスを一体化して提供していくという考え方により、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるまちづくりを進めていくものです。

第2節 基本目標

基本目標及び施策の方向においても、基本理念同様、第3期、第4期、第5期計画の枠組みを継承しつつ、第6期計画では団塊の世代すべてが75歳以上となり高齢化のピークを迎える、2025年を念頭においた、ビジョンづくりを行います。

基本目標1：高齢期の健康づくりの推進

基本目標2：住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築

基本目標3：生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保

基本目標4：高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進

基本目標1：高齢期の健康づくりの推進

市民が身近なところで日常的に健康づくりができるよう、健康相談機会の増加や情報提供に努め、健康増進の環境整備を強化するとともに、ライフステージに応じた健康づくり施策を推進します。特に生活習慣病に対する予防として、食生活改善や日常的な健康づくり、さらには早期発見・早期治療のための各種健診事業の充実を図ります。

基本目標2：住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築

「高齢者が、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、人生最期のときまで自分らしく生きたい」と望む方が医療や介護など必要なサービスを受けながら、在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」構築に向けて整備を進めていきます。

システム構築に向けて、行政、地域包括支援センターを中心に在宅介護サービスの提供体制を確保するとともに、保健や福祉サービスによる予防や生活支援の充実を図ります。

地域の社会資源を有効に活かし、関連する法人（NPO）や団体、民間の事業者、ボランティアや地域住民も地域包括ケアシステムの担い手として人材育成に取り組みます。

基本目標 3：生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保

超高齢社会を迎えた今日の高齢者ひとりひとりにとって、高齢期を「自分らしく生きる」ということは大きなテーマになっており、高齢期におけるさまざまな可能性の実現を目指すことができるよう支援していくことが重要です。

高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進し、「居場所づくり」そして高齢者自身が自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくことが必要であり「長寿社会を支える一員として的高齢者」として、積極的に社会活動に参加し、生きがいづくりに取り組めるような支援体制を整えていきます。

基本目標 4：高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進

心豊かな市民生活を推進していくために、道路や公園、公共施設の整備、交通機関の充実など高齢者をはじめとして誰にでもやさしい、ユニバーサルデザイン^{*1}のまちづくり、自助・共助・公助による社会づくりに努めます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、「住まい」の確保や住宅設備の改善等などを図ります。

さらに、施設サービスにおける質的向上につなげるべくグループケアユニット^{*2}の推進整備やサービスの質の向上につなげる第三者評価システム^{*3}の導入等を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、小規模多機能型居宅介護^{*4}、など地域密着型サービスを推進します。

* 1：身の回りの品物から住宅、建物、都市空間デザインまで、すべての人が使いやすいように考慮してつくられた汎用性のある製品、環境、情報の構築実現をめざしたもの。

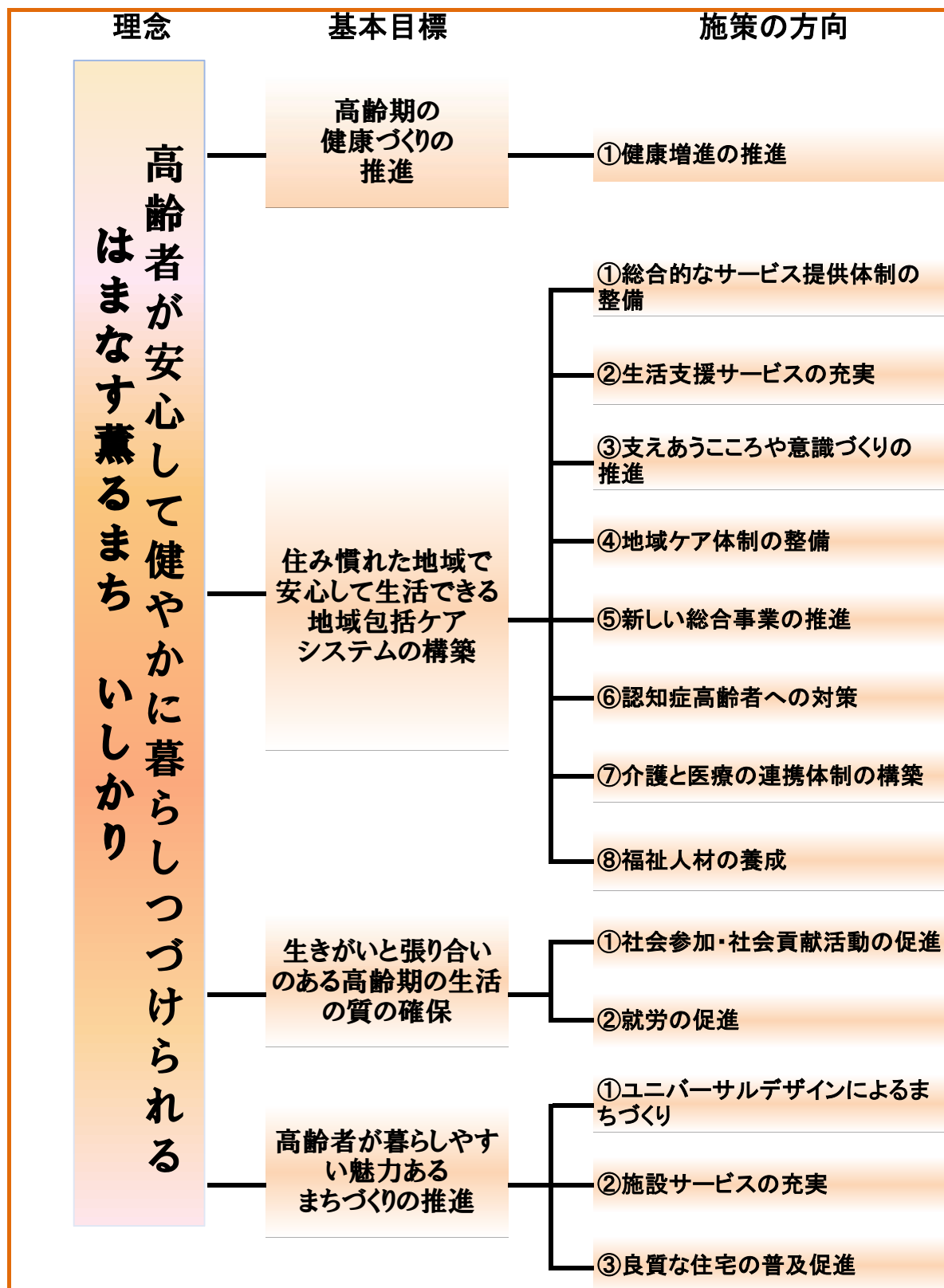
* 2：施設の居室をいくつかのグループに分けて、それぞれをひとつの生活単位とし、少人数の家庭的な雰囲気の中でケアを行うもの。

* 3：福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく、機関外の第三者によっておこなわれる評価システム。

* 4：利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。

第3節 施策の体系

施策の体系については、2025（平成37）年度の高齢者の状況を見据えた「地域包括ケアシステム」の構築の策定を目指すことを中心とし、保健福祉施策の取り組みや要介護者の状況、市民ニーズ等を反映した施策を進めていきます。



第2部 高齡者保健福祉事業

第1章 主要施策

第1節 第5期施策の検証と第6期施策の方向性

【第5期・第6期基本目標の対照表】

第5期	第6期
基本目標1 高齢期の健康づくりの推進	基本目標1 高齢期の健康づくりの推進
基本目標2 高齢者の自立を支えるサービス提供の推進 ⇒第6期基本目標2へ	基本目標2 住み慣れた地域で安心して生活できる地域 包括ケアシステムの構築（新規）
基本目標3 高齢者を地域で支えるサービスコミュニティづくり⇒第6期基本目標2へ	基本目標3 生きがいと張り合いのある高齢期の生活の 質の確保
基本目標4 生きがいと張り合いのある高齢期の生活の 質の確保⇒第6期基本目標3へ	基本目標4 高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくり の推進
基本目標5 高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくり の推進⇒第6期基本目標4へ	

【第6期からの主要施策】

第6期計画の基本目標に対応した主要施策は以下のとおりです。

基本目標1：高齢期の健康づくりの推進

① 健康増進の推進	1 健康相談機会の充実
	2 健康づくりに関する啓発・情報提供の促進
	3 歯・口腔の健康づくりの推進
	4 健康増進事業の推進
	5 地域における健康づくり活動の促進
	6 健康診査・保健指導の推進
	7 がん検診や骨粗しょう症等各種検診の実施
	8 感染症予防の推進
	9 食を中心とした健康づくりの推進

基本目標2：住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築

① 総合的なサービス提供体制の整備	1 「地域包括支援センター」の機能充実
	2 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の推進
② 生活支援サービスの充実	1 介護保険給付サービス量の確保と質の向上
	2 介護保険サービスの質と利用者満足度の向上
	3 生活支援サービスの推進
	4 外出支援サービスの推進
	5 理美容・紙おむつ支給サービス等の推進
③ 支え合うところや意識づくりの推進	1 市社会福祉協議会の広報誌や冊子の充実
	2 ボランティアセンター機能の充実
	3 福祉大会の充実
	4 「ふれあい広場いしかり」の充実
④ 地域ケア体制の整備	1 住民グループ支援事業の実施
	2 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の確立
	3 近隣での見守り・声かけ運動の促進
	4 ふれあい給食サービス事業の拡充
	5 地区社会福祉協議会の活動促進
	6 民生委員・児童委員との連携強化
	7 ボランティア活動等におけるNPO法人等の支援
	8 「やすらぎ訪問活動事業」の検討

⑤ 新しい総合事業の推進（新規）	1 介護予防に関する啓発情報提供の推進
	2 基本チェックリストの配布・回収
	3 介護予防サポーターの養成
	4 筋力トレーニングの実施
	5 通所型介護予防事業の推進
	6 訪問指導の推進
	7 介護予防教室の実施
	8 住民グループ支援事業の実施【再掲】
	9 介護予防サービスの推進
	10 配食サービスの推進
⑥ 認知症高齢者への対策（新規）	1 認知症者サポート体制* ¹ の推進（認知症予防対策の推進）
	2 徘徊認知症高齢者等対策の推進
	3 権利擁護事業の促進
	4 認知症等高齢者の地域支え合い活動の促進
	5 家族介護支援事業の実施
⑦ 介護と医療の連携体制の構築（新規）	1 医療・介護従事者の連携強化のシステム構築
⑧ 福祉人材の養成	1 介護支援専門員や介護福祉関係職種の資質の向上
	2 福祉人材拡充のための養成研修等の開催

* 1：認知症についての基本的な知識を持つ人が、認知症高齢者本人や家族に対し、身近な理解者及び見守りの担い手として支援する体制。

基本目標 3：生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保

① 社会参加・社会貢献活動の促進	1 高齢者クラブの育成
	2 「シニアプラザ」などの推進
	3 芸能発表等の文化活動の促進
	4 高度情報化社会への適応力の強化
	5 生きがい農園事業の推進
	6 社会参加の促進
	7 世代間交流の促進
	8 シニアボランティアの育成・支援
	9 生涯スポーツの推進
② 就労の促進	1 雇用啓発の推進
	2 就労に関する情報提供の推進
	3 シルバー人材センターの支援

基本目標 4：高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進

① ユニバーサルデザインによるまちづくり	1 バリアフリーに向けた既存施設の改修
	2 石狩市福祉のまちづくり条例の啓発
	3 ふれあい雪かき運動の推進
	4 除雪サービスの拡充と新規除雪対策事業の創設
	5 歩道の除雪等の充実
	6 外出支援サービスの推進【再掲】
②施設サービスの充実	1 居住福祉型施設のユニットケア化の促進
③ 良質な住宅の普及促進	1 公的賃貸住宅の整備の推進
	2 高齢者向住宅の整備促進

第2章 地域包括ケアシステムの構築

◆地域包括ケアシステムの構築

本市は、高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても可能な限り住み慣れた地域で尊厳を保ち、自分らしい生活ができるよう、段階的に介護サービスの充実、高齢者を支える地域づくりを進め、2025年度までに各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

◆石狩市が目指す地域包括ケアシステムのイメージ図◆



第1節 高齢期の健康づくりの推進

(1) 健康増進の推進

生涯現役の基本となる健康づくりに対して、個人個人が積極的に取り組んでいくよう意識づくりを高めるとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療のため、健康診査やがん検診さらには感染症予防等に関する啓発を強化し、高齢者の健康管理を推進します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 健康相談機会の充実	地域の会館等、身近な場所で相談を受けられる機会など利用しやすい健康相談機会の充実に努めます。	身近な会館などで気軽に利用できる健康相談を実施します。また、高齢者クラブや町内会など地域で行っている活動の場に出向いて相談を行います。	継続
2 健康づくりに関する啓発・情報提供の促進	「石狩市健康づくり計画」を具体的な取り組み事項とし、市広報、ホームページ、各種イベント等を通じ高齢者の健康づくりに関する啓発・情報提供を行います。	各種イベントや健康講座などで普及啓発を行います。「石狩市健康づくり計画」は、平成28年度より第2期の計画となるため、新たな健康課題や取り組みについても周知を図ります。	継続
3 歯・口腔の健康づくりの推進	「8020（ハチマルニイマル）運動」*1を推進するとともに、口腔機能向上の意義・内容・効果等について情報提供し、普及啓発を図ります。	「8020（ハチマルニイマル）運動」を推進するとともに、口腔機能向上について、地域包括支援課・高齢者支援課と連携し、周知を図ります。また、歯周病検診の受診機会を増やすための検討を行います。	継続
4 健康増進事業の推進	高齢者一人ひとりの健康づくりを支援するため、地域の会館など身近な場所での事業実施を検討するなど、健康学習の充実や各種健康増進事業を推進します。	高齢者の健康課題にあわせた講座等を行います。	継続

*1：80歳になっても自分の歯を20本以上残そうという運動。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
5 地域における健康づくり活動の促進	町内会や高齢者クラブなどに対し、積極的な情報提供や講師派遣などの支援を行い、地域における健康づくり活動を促進します。	出前講座や協働事業等も活用しながら地域等での健康づくり活動の普及を推進していきます。また、地域での健康づくり活動が継続できる体制を検討します。	継続
6 健康診査・保健指導の実施	特定健康診査 ^{*2} 及び後期高齢者の健康診査を実施します。また、検診の結果必要な方には保健指導など、生活習慣病や疾病予防のための支援を行います。	受診率向上へ向けて、受診医療機関の拡大等、受診しやすい環境づくりの推進を図るとともに、未受診者の調査・分析を行い、より実効性のある未受診者対策に取り組む。また、指導体制の強化や未実施者への働きかけの強化等、特定保健指導の充実を図ります。	継続
7 がん検診や骨粗しょう症等各種検診の実施	がんの早期発見のため各種がん検診を推進するとともに、節目年齢を対象に骨粗しょう症検診や歯周病検診を実施し高齢期の健康増進に努めます。	検診を身近な会館や医療機関で実施するなど、受けやすい検診体制を整えるとともに、広報紙・ホームページ・ポスター・個別の案内などを用いて検診に関するわかりやすい情報を発信します。	継続

*2：平成18年の健康保険法の改正によって、平成20年4月より40～74歳の保険加入者を対象として、全国の市町村で導入された新しい健康診査のこと。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
8 感染症予防の推進	高齢者に多い感染症である結核やインフルエンザ等の予防啓発に努めるとともに、結核の早期発見を目的とした住民検診及び高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。また、新たに高齢者用肺炎球菌ワクチン接種費用の助成事業の実施に向けて検討を行います。	結核検診、高齢者インフルエンザ予防接種については、今までどおり継続して実施します。高齢者用肺炎球菌ワクチンについては、平成26年10月1日より予防接種法に基づく定期接種となり、対象年齢については65歳の方、60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能、又は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害1級程度の方)となり、平成30年度までの経過措置として、65歳以上100歳までの5歳刻み年齢、平成26年度限りでの101歳以上の方も対象となる。このことから定期接種の対象とならない狭間の年齢の方に対し、現状サービスの維持を図るため、今までどおりと同じ手法で任意接種による事業を継続して実施します。	継続
9 食を中心とした健康づくりの推進	健康状態に合わせた食生活を支援するため栄養相談を実施するとともに、食生活の自立を支援するため料理教室等を開催します。	健診結果や個人のライフスタイルに応じた栄養相談を実施します。また、食生活改善推進員と連携し、男性の料理教室など食生活の自立を支援するための事業を開催するとともに自主グループの活動を支援します。	継続

第2節 住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築

(1) 総合的なサービス提供体制の整備

保健・医療・福祉・介護の連携のもと、総合的なサービスを提供できるケアマネジメント*¹体制の整備やサービス提供者等とのネットワークづくりを進めます。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 「地域包括支援センター」の機能充実	地域包括支援センター(市内4箇所)を中心として、①介護予防ケアマネジメント事業②総合相談・支援事業③権利擁護事業④包括的継続的ケアマネジメント支援事業の4事業を展開させることにより、高齢者への総合的な支援に取り組むとともに、地域包括支援センター業務に関する周知や啓発を積極的に推進します。	地域包括ケア推進の拠点として、引き続き周知及び機能充実に努めます。また、地域ケア会議は個別ケース会議から、地域課題を抽出し政策へと結びつける機能を強化します。また、地域において気軽に相談できる場の確保に努めます。	継続
2 保健福祉制度や介護保険制度に関する情報提供の推進	出前講座などへの積極的な対応のほか、地域包括支援センターや民生委員などとの連携により、制度の浸透を図っていきます。	第6期に向けては、大幅な制度変更が見込まれることから、地域包括支援センターや民生委員などとも連携を図りながら周知機会の拡大を検討します。	継続

* 1 : 主に高齢介護の分野で、福祉や医療などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつなぐ仕事のこととで、その仕事に従事する人をケアマネジャーという。

(2) 生活支援サービスの充実

高齢者が自立した生活を確保するために必要な生活支援施策を推進します。また、居宅サービスを関係機関との連携などにより、サービスの質の向上に努めます。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 介護保険給付サービス量の確保と質の向上	介護保険事業計画に基づき、訪問介護等の保険給付サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。	介護保険事業計画に基づき、保険給付サービス量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上に努めます。また、予防サービスの市町村事業への意向についても、対象者及び事業の実施形態について検討を行います。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
2 介護保険サービスの質と利用者満足度の向上	介護相談員が利用者宅や事業所、介護保険施設等を訪問し、利用者の相談・苦情・要望に対し、関係事業所との橋渡し役となり、介護サービスの質的向上とサービスの適正化を図ります。また、介護相談員の活動を広報誌やホームページ等で広く周知していきます。	各施設への訪問回数を増やします。	継続
3 生活支援サービスの推進	ひとり暮らし高齢者等に対する生活不安を解消するために、緊急通報サービスや訪問サービス、冬期間の快適な生活を確保するための除雪サービスなどの生活支援サービスを推進し、また、よりニーズにあったサービス提供や受益者負担のあり方など、サービス内容についても検討していきます。	【緊急通報】 ①利用者の外泊等の事前連絡の周知徹底及び民生委員との連携強化に努めます。 ②居宅介護支援事業所等、関係所管課との連携、広報・出前講座等での事業周知を図りつつ、利用拡大に取り組みます。 【除雪】 委託事業者等と協議を行い、適切な事業実施に努めます。 【訪問】 居宅介護支援事業所等、関係所管課との連携、広報・出前講座等での事業周知を図りつつ、利用拡大に取り組みます。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
4 外出支援サービスの推進	一般の交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきり高齢者等を対象に、市内医療機関等への送迎をするなど移動手段を提供する外出支援サービスについて、ニーズにあったサービスへの転換を図るため、他の外出支援サービスや介護タクシーとの関連など、事業内容について再検討していきます。特に厚田・浜益地域については、地域状況などを考慮した新たな交通システムの検討を図ります。	居宅介護支援事業所等や関係所管課との連携、広報・出前講座等での事業周知を図りつつ、利用拡大に向け取り組みを進めます。	継続
5 理美容・紙おむつ支給サービス等の推進	寝たきり高齢者等の生活の質の向上と経済的負担を軽減するため、理美容サービスや寝具洗濯乾燥消毒サービス、紙おむつ支給サービスを推進します。	居宅介護支援事業所等や関係所管課との連携、広報・出前講座等での事業周知を図りつつ、利用拡大に向け取り組みを進めます。	継続

(3) 支え合うところや意識づくりの推進

市民の心のバリアフリーを促進するため、様々な機会を通じ高齢者や社会的弱者を支え合う心を育んでいきます。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 市社会福祉協議会の広報誌や冊子の充実	市社会福祉協議会が発行している現状の広報誌発行だけではなく、地域における福祉活動を事例集として市民に紹介することや、HPを活用したリアルタイムでの情報提供の充実を図る等、更なる情報提供の拡大について取り組んでいきます。	地域福祉の理解をより多くの市民に広げることができるよう、今後も様々な手段を用いて情報提供に努めます。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
2 ボランティアセンター機能の充実	センター支援や活動の広報・啓発に留まらず、ボランティアの育成・養成のための体系的な研修の実施や、核となる人材（ボランティアコーディネーター）の養成、ボランティアニーズに応じた活動の発掘、ボランティア活動にやりがいや達成感が得られるような施策を講ずる等、更なる事業の拡大について取り組んでいきます。	ボランティアの活性化を図るための核となる人材の発掘、養成を行いながら、新たな事業展開を図ります。	継続
3 福祉大会の充実	市民の福祉意識の啓発と高揚を図り、地域の福祉に繋がるような「福祉大会」の充実を支援します。	地域福祉への理解を深め、福祉課題を共有する機会として、事業を継続します。	継続
4 「ふれあい広場いしかり」の充実	「ノーマライゼーション* ¹ からインクルージョン* ² へ」の普及等を目的とした「ふれあい広場いしかり」の充実を支援します。	新たな市民の参画や事業展開を考慮に入れながら、事業を継続します。	継続

* 1 : 障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

* 2 : 「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

(4) 地域ケア体制の整備

本市においては地域包括支援センターの一層の周知を図るとともに、3つの日常生活圏のもと地域包括支援センターを中心に、地域ケア体制の充実を推進します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 住民グループ支援事業の実施	高齢者の身体能力の低下・閉じこもりを予防するために、地域でふれあいサロン事業等を実施する団体を支援するとともに、積極的な働きかけを行うなど事業の拡大・充実に向け取り組んでいきます。	社会福祉協議会、地域包括支援課等との連携に努めるとともに、より積極的な周知による事業拡大・充実に向け取組を進めます。	継続
2 地域包括支援センターを中心とした地域ケア体制の確立	市民や関係団体等と協働事業を積極的に進めるなど、地域で安心して暮らしていくために保健・医療・福祉と連携し総合的なサービスを提供できる地域のネットワークづくりを推進します。	引き続き、地域の実情に合わせ、地域住民も含めた多職種と協働で地域のネットワークづくりを推進します。	継続
3 近隣での見守り・声かけ運動の促進	活動の担い手となる「地域福祉サポーター」の養成や、その他、市及び民間事業者による配食を通じた活動等、複合的重層的な活動における役割分担の明確化、それらをつなげるネットワークシステムの構築や、活動の核となるセンター機能の確立及び充実を図る等、更なる事業展開について、検討を行います。	各地域の特性に合わせた見守りの仕組みづくりに向けて、支援を継続します。	継続
4 ふれあい給食サービス事業の拡充	地域において行なわれている、ひとり暮らし高齢者等を対象とした、ふれあい給食サービス事業の機能の充実や拡充を支援します。	新たな地域の協力者の参画も考慮し、事業の継続を支援します。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
5 地区社会福祉協議会の活動促進	小地域で福祉活動を推進する地区社会福祉協議会の活動を促進し、「地区社会福祉協議会の運営及び事業の支援」を図るため、新たな事業メニューの提示等、更なる事業展開について、検討を行います。	地域特性や地域課題を考慮に入れながら、事業を継続します。	継続
6 民生委員・児童委員との連携強化	民生委員・児童委員と連携を図り、地域ケアネットづくりを強化し、地域での福祉問題を把握するとともに、その解決に努めます。	民生委員との情報共有や連携のあり方などを検討しながら、支援を継続します。	継続
7 ボランティア活動等におけるNPO法人等の支援	地域の福祉力を高めるため市民活動情報センターにおいて、講座の開催やNPO法人等への情報提供など市民活動団体に対する支援等を行っていきます。また、「協働事業提案制度」の活用により市民主体のまちづくりをすすめ、新たな担い手の掘り起こし、育成に努めていきます。	引き続きNPOや市民活動団体等の支援に向けて、講座の企画や補助金や助成金などの情報を発信します。また、協働事業提案制度については、提案団体と行政の双方が目的を共有し、協働できる制度となるよう、改善又は見直しを行います。	継続
8 「やすらぎ訪問活動事業」の検討	認知症高齢者の家族介護者を支援するため、ボランティアだけではなく、「地域福祉サポーター」の養成や地域での見守り、支援活動の核となるセンター機能の確立及び充実を図るなど、形を変えた事業展開について検討を行います。	各地域の特性に合わせた見守りの仕組みづくりに向けて、支援を継続します。	継続

(5) 新しい総合事業の推進

新しい総合事業は、市町村が中心となり地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参加して、さまざまなサービスを提供することができるよう創設され、これまでの予防給付のうち訪問介護・通所介護が新しい総合事業へ移行となります。

要支援認定を受けた方又は基本チェックリストで要支援に該当すると判断された方を対象とする「介護予防・生活支援サービス事業*¹」とすべての高齢者を対象とする「一般介護予防事業*²」から成ります。

平成27年度から平成28年度までは、第5期介護保険事業計画と同様の地域支援事業を継続し、多様なニーズに対応するため、地域の社会資源を活かしながら事業の見直しや新たなサービスの創設に取り組み、平成29年度からは新しい総合事業を開始します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 介護予防に関する啓発情報提供の推進	介護予防の必要性を広く発信することが重要であるため、今後とも啓発活動を推進します。	既存の普及・啓発方法に加え、効果的な方法について検討・実施します。	一般* ²
2 基本チェックリストの実施	介護予防を充実するため基本チェックリストの配布・回収を行い、二次予防事業の対象者の把握に努めます。	対象者及び事業の実施形態について検討し、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。	介護* ¹
3 介護予防サポーターの養成	介護予防の知識を深め、また、地域での介護予防教室等をサポートしてくれる人材の育成を図るため、介護予防サポーター養成講座を開催します。	引き続き、養成に努めます。	一般
4 筋力トレーニングの実施	高齢者向けトレーニング教室の継続的な実施により、筋力低下による生活機能の低下を予防します。また、教室終了後も継続的にトレーニングを行えるよう家庭でも取り組みやすい運動プログラムの提供やサークル化の支援を行います。	現実水準の維持を図り、参加者あるいは参加を希望する市民の要望を把握しながら、今後の方向性を検討します。	一般
5 通所型介護予防事業の推進	二次予防事業対象者(虚弱な高齢者)に、パワーリハビリ、アクティビティサービス事業等を実施し、要介護状態への予防を図ります。	対象者及び事業の実施形態について検討し、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。	介護

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
6 訪問指導の推進	二次予防事業対象者で通所による事業参加が困難な者に対し、専門職が訪問し、必要な相談・指導等を行うことで介護予防を図ります。	対象者及び事業の実施形態について検討し、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。	介護
7 介護予防教室の実施	高齢者等を対象としたリハビリ教室、口腔機能向上教室、転倒予防教室、認知症予防教室、太極拳教室等を開催します。また、町内会・高齢者クラブ・地区社協等と協働し、高齢者等が身近な場所で介護予防教室に参加できる機会を増やします。	対象者及び事業の実施形態について検討し、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。	一般
8 住民グループ支援事業の実施【再掲】	高齢者の身体能力の低下・閉じこもりを予防するために、地域でふれあいサロン事業等を実施する団体を支援するとともに、積極的な働きかけを行うなど事業の拡大・充実に向け取り組んでいきます。【再掲】	社会福祉協議会等との連携に努めるとともに、より積極的な周知による事業拡大・充実に向け取組を進めます。【再掲】	一般
9 介護予防サービスの推進	要介護認定の対象とならない虚弱な高齢者を対象に、いきいきホームヘルプサービス事業を推進します。	対象者及び事業の実施形態について検討し、介護予防・日常生活支援総合事業に移行します。	介護
10 配食サービスの推進	独居高齢者等への適切な利用促進を図るため、広報や様々な媒体などの活用による周知に努めるとともに関係機関等との連携を強化するなど、「食の自立」や「安否確認」としてのサービスを推進します。	アンケート調査等によるニーズの把握及び委託先である社会福祉協議会との協議を継続して実施し、更なる利用拡大に向けた取組を進めます。	介護

- ＊１：要支援者などの多様な生活支援ニーズに対応するため、介護予防訪問介護などのサービスに加え、住民主体の支援なども含め多様なサービスを行う事業。
- ＊２：全ての高齢者を対象に介護予防の普及・啓発や高齢者の健康の保持、推進を図る事業。

(6) 認知症高齢者の対策

本人の状態に応じた適切な支援により認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の中で暮らしが続けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守り等も含めた切れ目のない支援体制（認知症ケアパス^{*1}）を構築します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 認知症者サポート体制の推進	認知症の地域理解を深めるために認知症サポーター養成講座を開催します。また、認知症に関する相談窓口の周知と、認知症の早期発見・早期対応を図るため、関係者とのネットワークの体制の充実を図ります。	認知症サポーター養成に努め、新たに認知症の状態に応じた適切なサービスが提供できるように認知症ケアパスの作成と普及に取り組みます。	拡充
2 徘徊認知症高齢者対策の推進	徘徊する認知症高齢者の早期発見と事故の防止を図るため、管内のSOSネットワークや地域包括支援センターと連携を図り、家族が安心して介護できる環境を整え、認知症高齢者の在宅生活を支援します。	徘徊認知症高齢者等探索機器貸与の更なる利用拡大を図るとともに、SOSネットワークの充実強化に取り組みます。	継続
3 権利擁護事業の促進	認知症の方やその家族の方の権利を守るため、各種制度や事業の啓発に努めます。また、相談や事業利用者増へ対応するため、第三者後見人の確保や今後の支援体制の整備に努めます。（平成26年7月成年後見センター開設）	成年後見制度の啓発に努めるとともに、成年後見センターと連携し活躍できる市民後見人の養成を継続します。	継続
4 認知症等高齢者の地域支え合い活動の促進	認知症高齢者や家族へのサポート体制を強化するため、徘徊高齢者等SOSネットワークの充実強化や、認知症になっても安心して安全に生活するために気軽に利用できる社会資源の創設、促進に努めます。	認知症サポーターやNPO法人等を活用するなど、地域で認知症の人や家族を支える活動（認知症カフェなど）への支援に取り組みます。	拡充

*1：認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組みです

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
5 家族介護支援事業の実施	認知症サポーター養成講座により養成したサポーター等関係者と連動し、交流会など介護家族者への効果的な支援の在り方を検討し、家族介護者の支援を図ります。	(6) 認知症高齢者の対策の4に統合	

(7) 介護と医療の連携体制の構築

高齢者が病気になっても、住み慣れた場所で療養しながら、その人らしい生活を継続できるように、医師会等と連携し、在宅医療と介護サービスの情報共有など高齢者の状態・状況に応じて、在宅療養・介護には欠かせない医療と介護の連携を図るシステムの整備を推進します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 医療・介護従事者の連携強化のシステム構築		在宅医療に関する実態把握を行い医師や看護師、薬剤師、ケアマネジャーなど多職種による在宅医療・介護の連携についての対策を協議・推進します。	新規

(8) 福祉人材の養成

多様化し増大する要援護高齢者に対応するための福祉人材の養成に努めるとともに、サービスの質の向上を図るため、福祉サービスの従事者に対する研修の充実を図ります。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 介護支援専門員や介護福祉関係職種の資質の向上	事業所間の連絡会との連携を密に図り、関係者全体を対象とした地域ケア会議等において研修や交流の機会を設け、引き続き資質の向上に努めます。	引き続き、地域ケア会議や研修の機会等の確保に努めます。	継続
2 福祉人材拡充のための養成研修等の開催	福祉人材のすそ野を拡充し、その技術や資質の向上を図るため、傾聴、災害ボランティア・コーディネーター、地域福祉コーディネーター研修等を実施し、人材育成を行います。	各種研修について、学んだ成果を実践に結びつけることを考慮しながら、事業を継続します。	継続

第3節 生きがいと張り合いのある高齢期の生活の質の確保

(1) 社会参加・社会貢献活動の促進

生涯にわたって、学習・文化・スポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、各種の機会づくりに努めるとともに、知識・技術を身に付けた高齢者が別の高齢者を指導できるような環境づくりを進めていきます。また、地域でのボランティアグループの活動やボランティア会員の増強等、ボランティアコーディネート機能の充実と、ボランティアグループへの支援強化を図ります。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 高齢者クラブの育成	高齢者の生きがいを高め、健康づくりを進めるため、高齢者自ら企画するボランティア活動や社会貢献活動などを行なう高齢者クラブの育成を図ります。	主体的、意欲的に活動する高齢者クラブを引き続き支援するとともに、単独では運営困難なクラブについては、クラブ間の連携など活動方法について検討します。（※クラブが主体となり、市は市社協を通じた助言等後方支援）	継続
2 「シニアプラザ」などの推進	高齢者の継続的な学習や交流の機会を提供するため、「シニアプラザ」などの推進を図ります。	高齢者の学習や交流の場である「シニアプラザ」の推進を図り、より魅力的な学習内容を提供するために、ニーズに応じた講座の開設や講師の発掘に取り組みます。	継続
3 芸能発表等の文化活動の促進	高齢者の生きがい活動を推進するため、芸能発表の場や交流の場の提供を行い、高齢者の文化活動を促進します。	芸術文化に親しむ機会や芸能発表・交流の場を提供し、高齢者の生きがいづくりや文化活動を促進します。	継続
4 高度情報化社会への適応力の強化	高齢者の高度情報化社会への適応を図るため、コンピュータ教室等の情報学習機会を提供するとともに、高齢者自らホームページを作成・発信できる参加型情報システムを促進します。	民間事業者と調整し、開催方法等を検討していきます。	継続
5 生きがい農園事業の推進	収穫の喜びと生きがいづくりのため、高齢者の生きがい農園事業を推進します。	収穫の喜びと生きがいづくりのため、高齢者の生きがい農園事業を推進します。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
6 社会参加の促進	高齢者の社会参加を支援する必要なサービスを検討するとともに、利用ニーズや社会状況に対応する効率的・効果的なサービスを提供します。	【割引券】利用者アンケート等を参考としながら、事業内容や交付方法などについて検討を重ね、より継続性と有効性の高い事業を目指します。	継続
7 世代間交流の促進	学校支援地域本部事業の中で、世代間交流を推進していきます。	児童の居場所づくりや学習支援、様々な伝統文化の体験を支援する活動を通じ、異世代交流の推進を図ります。	継続
8 シニアボランティアの育成・支援	高齢者が経験や知識を地域の福祉活動に活かすことで、生きがいをもって生活を送ることができるとともに、福祉人材の確保や地域社会における福祉の機運の高まりが期待されることから、高齢者のボランティアの育成などを支援します。	市のボランティア活動全体の活性化を図る中で、シニアボランティアが継続的に活動できる機会の拡大を考慮に入れ、支援を継続します。	継続
9 生涯スポーツの推進	カローリング等のニュースポーツの普及や高齢者に対するスポーツ活動の支援を継続的に実施します。また、最も気軽に誰でも行えるウォーキングやラジオ体操のさらなる推進を図ります。	現在、実施している事業を創意工夫により、さらに多くの参加者を取り込み、加えて新たな事業についての実施も検討します。	継続

(2) 就労の促進

これから団塊の世代が新たな高齢者層としてデビューすることを踏まえ、その方たちの経験・知恵・知識等をまちづくりに積極的に活かせるよう、シルバー人材センターへの支援とともに、国・道と連携して、地域の企業等への啓発を進めるとともに、就労に関する情報提供をします。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 雇用啓発の推進	国・道と連携を強め、高年齢者の安定した雇用の確保のため各種制度の周知を行い雇用啓発について積極的に取り組んでいきます。	国・道と連携を強め、高年齢者の安定した雇用の確保のため各種制度の周知を行い雇用啓発について積極的に取り組んでいきます。	継続

2 就労に関する情報 提供の推進	高齢者の就労を促進するため、 ジョブガイドいしかり(石狩市 ふるさとハローワーク)との連 携による情報提供に努め、就労 を希望する高齢者へのニーズ に応じていきます。	高齢者の就労を促進するため、 ジョブガイドいしかり(石狩市 ふるさとハローワーク)との連 携による情報提供に努め、就労 を希望する高齢者へのニーズ に応じていきます。	継続
3 シルバー人材セン ターの支援	高齢者の知識や技術・経験を活 かした就労、高齢者の生きがい 就労等を推進するシルバー人 材センターを支援します。	高齢者の知識や技術・経験を活 かした就労、高齢者の生きがい 就労等を推進するシルバー人 材センターを支援します。	継続

第4節 高齢者が暮らしやすい魅力あるまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくり

誰もが障壁（バリア）を感じずに市民生活が送れるように、社会参加の機会やサポート体制、あるいは街中の移動空間やシステム等、誰にとっても障壁のないユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進に努めます。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 バリアフリーに向けた既存施設の改修	高齢者が安全に外出し、社会参加ができるよう、公共的建築物や道路、公園のバリアフリー化を推進するため、計画的に既存施設の改修を行います。	高齢者が安全に外出し、社会参加ができるよう、道路等の公共施設のバリアフリー化を地域の要望に応じて進めます。	継続
2 石狩市福祉のまちづくり条例の啓発	全ての市民が一体となって地域福祉を推進するとともに、公共的な施設、情報、サービス等の円滑な利用に配慮した人にやさしいまちづくりを総合的に進めるための基本となる「石狩市福祉のまちづくり条例」の啓発を推進します。	現計画と同様に啓発推進に努めます。	継続
3 ふれあい雪かき運動の推進	冬期間高齢者が安心して生活できる環境の確保と地域福祉の向上を目指し、関係団体等との連携のもと事業の拡大を推進するとともに、町内会などが協力して実施するふれあい雪かき運動を推進します。	より積極的な事業の周知、協力依頼等につき検討していきます。	継続
4 除雪サービスの拡充と新規除雪対策事業の創設	除雪が困難な一人暮らし高齢者に対する除雪サービスの拡充と新たな除雪対策事業を検討し、冬期の生活支援を推進します。	委託事業者等と協議を行い、適切な事業実施に努めます。	継続

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
5 歩道の除雪等の充実	冬期において、高齢者等が安全に移動できるよう、歩道の除雪等の充実を図ります。	当該事業の対象となる町内会等に対して周知を図り、町内会等の提案に応じ、実施町内会の拡充に努めます。	継続
6 外出支援サービスの推進【再掲】	一般の交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきり高齢者等を対象に、市内医療機関等への送迎をするなど移動手段を提供する外出支援サービスについて、ニーズにあったサービスへの転換を図るため、他の外出支援サービスや介護タクシーとの関連など、事業内容について再検討していきます。 【再掲】	居宅介護支援事業所等や関係所管課との連携、広報、出前講座等での事業周知を図りつつ、利用拡大に向け取り組みを進めます。【再掲】	継続

(2) 施設サービスの充実

要支援・要介護高齢者の施設ニーズに対応するため、個室・ユニットケア化等の整備促進について検討します。民間を活用した高齢者の多様な住まいの整備を促進します。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 居住福祉型施設のユニット化の促進	より生活の質の向上を図る観点から、居住福祉型施設のユニットケア化を促進します。	生活の質の向上の観点から、居住福祉型施設のユニットケア化を促進します。	継続

(3) 良質な住宅の普及促進

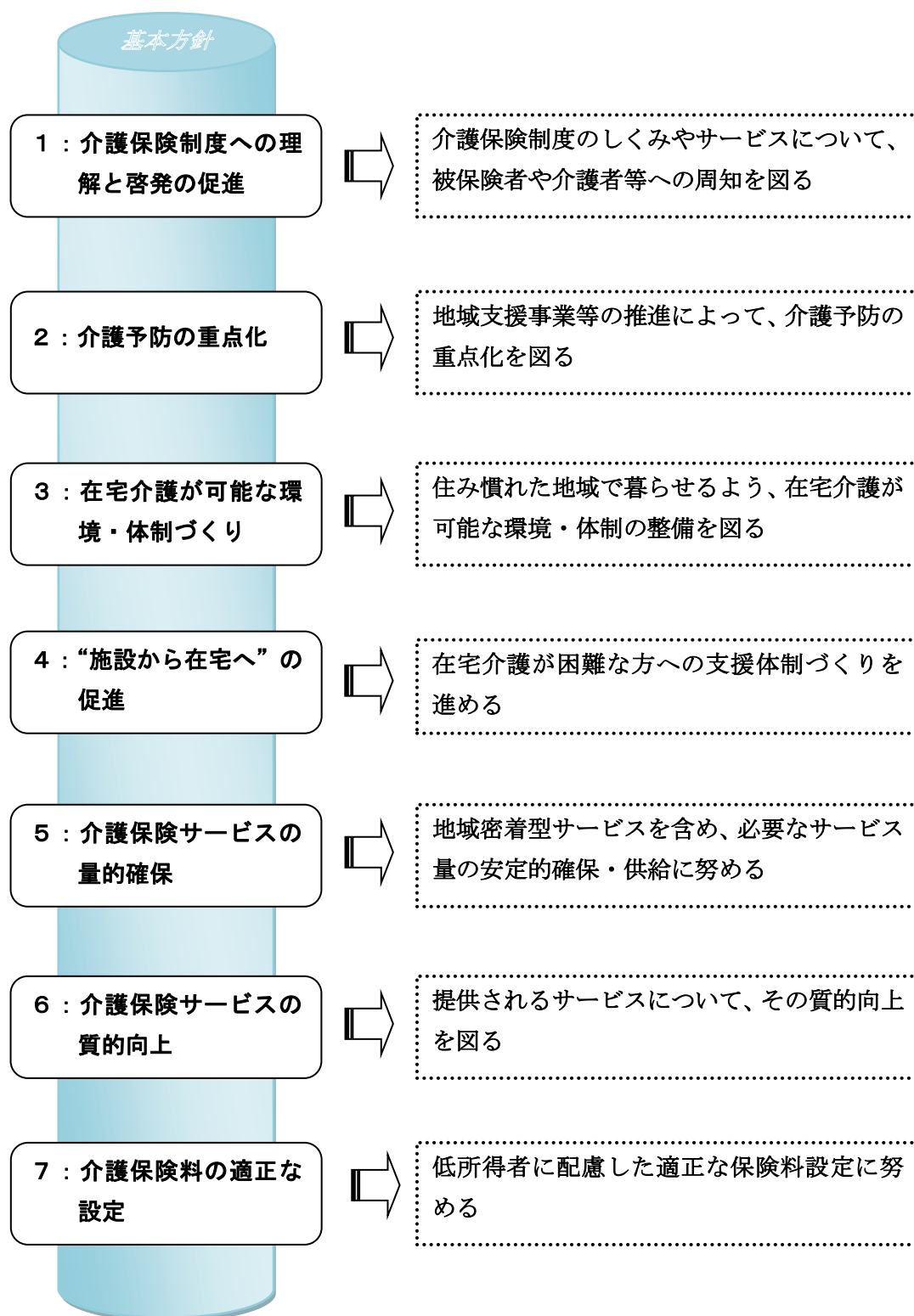
高齢者が安心・安全そして快適に暮らせるように、居住の確保や住宅の機能、設備の充実・改善に向け、関係する事業者などと十分な連携を図るとともに、各種の相談体制の充実に努めます。

主要施策	第5期計画の施策内容	第6期計画での施策の内容	予定
1 公的賃貸住宅の整備の推進	シルバーハウジングについては、「南花川団地」建替え事業において、導入について検討をします。	平成23年度に策定した「石狩市公営住宅等長寿命化計画」で位置付けられた南花川団地の建替えに当たって、整備する建替え団地の一部については、シルバーハウジングの導入について検討します。	継続
2 高齢者向住宅の整備促進	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、民間を活用した、高齢者住宅やサービス付き高齢者向け住宅など高齢者の多様な住まいの整備を促進します。	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられることを念頭におき、今後もサービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者の多様な住まいの整備を促進します。	継続

第3部 介護保険事業

第1章 介護保険事業の基本方針

介護保険事業については、次の7点を基本方針とします。



第2章 高齢者介護のビジョンと目標指標

◆平成29年度の高齢者介護の姿

第3期、第4期及び第5期計画において目指した、平成29年度の高齢者介護の姿を踏襲します。

介護予防の推進により、要支援・要介護認定者数が急増することなく、多くの高齢者が元気に暮らしています。

介護を必要とする高齢者の多くは、それぞれの住み慣れた地域・日常生活圏において、在宅を中心とする医療や介護サービスを利用しながら、安心して暮らしています。

要介護度が重度な高齢者は、それぞれの必要と状況に応じて、希望する施設において満足のいくサービスを受けています。

第3章 介護保険事業量等の見込み

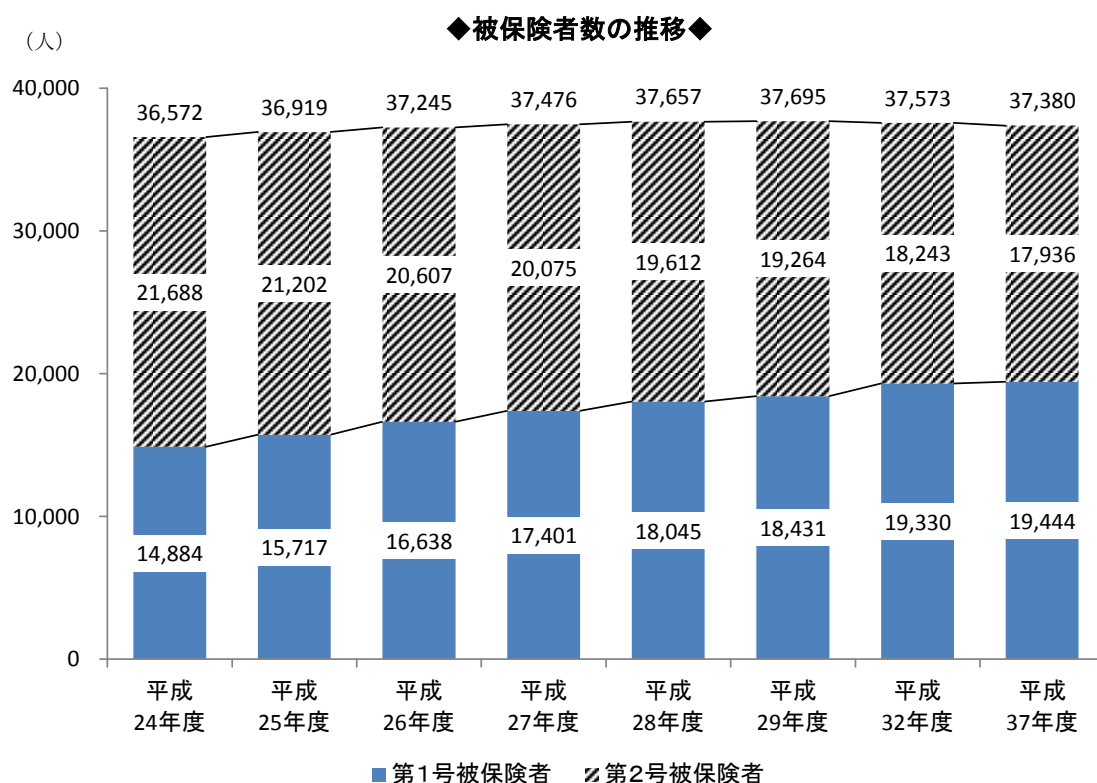
第1節 被保険者数の将来推計

<被保険者数の推計の考え方>

平成27～29年度は平成24年10月1日から平成26年10月1日時点の住民基本台帳の人口を性別・年齢別に集計した上で、各年度の伸び率及び減少率、平成26年度の人口状況等を考慮し算出、平成32、37年度は国立社会保障・人口問題研究所推計した人口をもとに被保険者数を推計

被保険者数については、第1号被保険者（65歳以上）は増加基調で推移し、平成29年度で18,431人、平成37年度では19,444人になるものと見込んでいます。

一方、第2号被保険者（40～64歳）については減少基調で推移し、平成29年度においては19,264人、平成37年度では17,936人になるものと見込まれます。

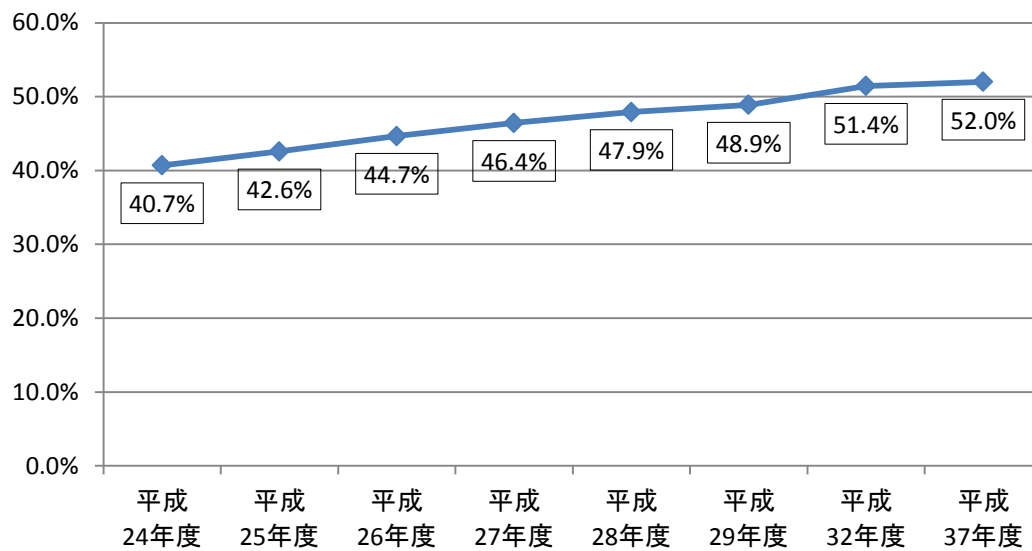


(単位：人)

	現況		推計					
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
第1号被保険者	14,884	15,717	16,638	17,401	18,045	18,431	19,330	19,444
65～69歳	4,517	4,950	5,455	5,969	6,277	6,242	4,783	3,245
70～74歳	3,484	3,648	3,891	3,900	3,987	4,208	5,558	4,563
75～79歳	2,725	2,797	2,818	2,913	3,008	3,134	3,586	5,083
80～84歳	2,061	2,110	2,151	2,171	2,237	2,320	2,480	3,098
85歳以上	2,097	2,212	2,323	2,448	2,536	2,527	2,923	3,455
第2号被保険者	21,688	21,202	20,607	20,075	19,612	19,264	18,243	17,936
合計	36,572	36,919	37,245	37,476	37,657	37,695	37,573	37,380

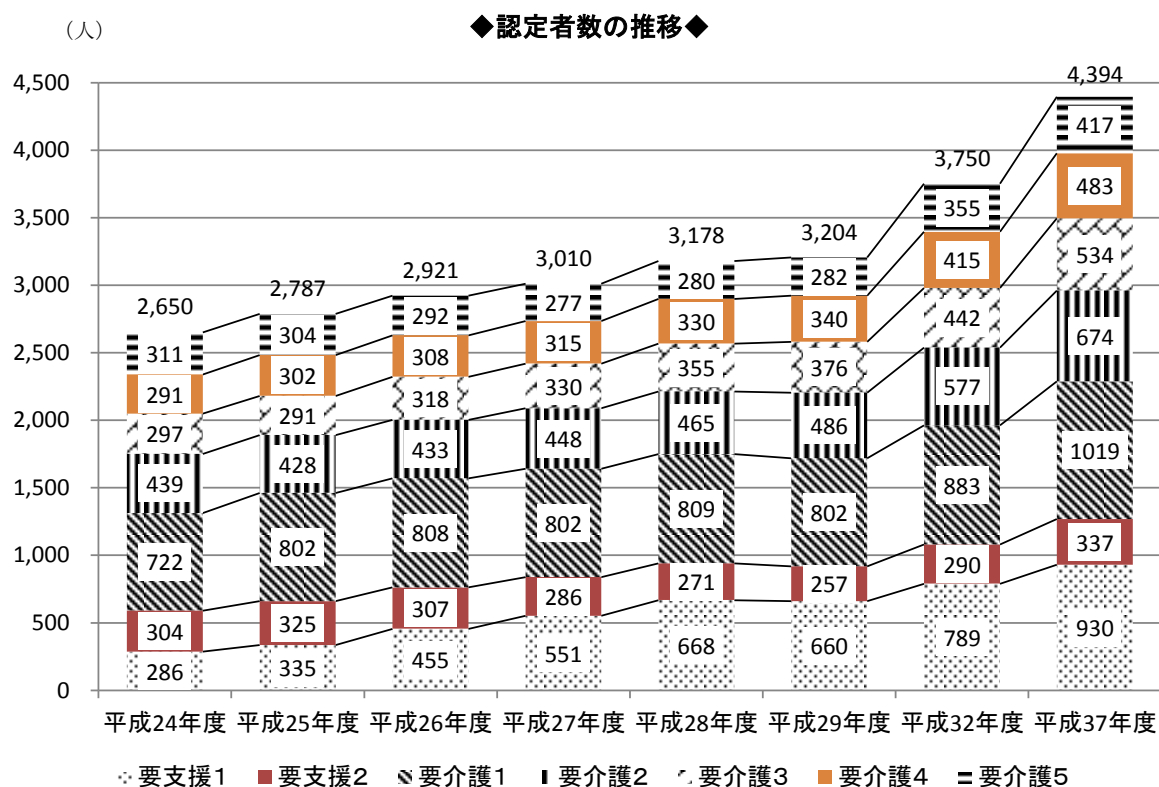
こうした推移の結果、被保険者数に占める第1号被保険者の割合は、平成24年度の40.7%から平成29年度には48.9%、平成37年度には52.0%と第1号被保険者が被保険者全体の半数以上を占めるまで増加するものと見込まれます。

◆ 被保険者数に占める第1号被保険者数の割合 ◆



第2節 要支援・要介護認定者数の将来推計

認定者の推移は年々微増しています。平成24年度は、認定者は2,650人でしたが平成26年度では2,921人で271人増加しています。平成37年度では4,394人で、平成26年度から1,473人増加すると推計されました。



(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
要支援1	286	335	455	551	668	660	789	930
要支援2	304	325	307	286	271	257	290	337
要介護1	722	802	808	802	809	802	883	1,019
要介護2	439	428	433	448	465	486	577	674
要介護3	297	291	318	330	355	376	442	534
要介護4	291	302	308	315	330	340	415	483
要介護5	311	304	292	277	280	282	355	417
総数	2,650	2,787	2,921	3,010	3,178	3,204	3,750	4,394

◆ 圏域別認定者数 ◆

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口		60,533	60,081	59,449	58,857	58,241	57,581
	石狩圏域	56,607	56,314	55,798	55,315	54,813	54,256
	厚田圏域	2,254	2,176	2,104	2,043	1,977	1,921
	浜益圏域	1,672	1,591	1,547	1,499	1,451	1,404
高齢者数		14,884	15,717	16,638	17,401	18,045	18,431
	石狩圏域	13,251	14,098	15,021	15,775	16,439	16,842
	厚田圏域	811	813	823	843	844	843
	浜益圏域	822	806	794	783	762	746
高齢化率		24.6%	26.2%	28.0%	29.6%	31.0%	32.0%
	石狩圏域	23.4%	25.0%	26.9%	28.5%	30.0%	31.0%
	厚田圏域	36.0%	37.4%	39.1%	41.3%	42.7%	43.9%
	浜益圏域	49.2%	50.7%	51.3%	52.2%	52.5%	53.1%
認定者数		2,650	2,787	2,921	3,010	3,178	3,204
	石狩圏域	2,343	2,470	2,600	2,683	2,846	2,868
	厚田圏域	152	156	160	164	168	172
	浜益圏域	155	161	161	163	164	164
認定者率 (対高齢者)		17.8%	17.7%	17.6%	17.3%	17.6%	17.4%
	石狩圏域	17.7%	17.5%	17.3%	17.0%	17.3%	17.0%
	厚田圏域	18.7%	19.2%	19.4%	19.5%	19.9%	20.4%
	浜益圏域	18.9%	20.0%	20.3%	20.8%	21.5%	22.0%

第3節 給付対象サービスの利用者数の見込み

(1) 給付対象サービスの利用者数

介護給付サービスの利用者数（月間）については、次のように見込みます。

(単位：人)

	実績		推計			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス						
①訪問介護	272	324	348	365	392	410
②訪問入浴介護	21	18	18	20	21	23
③訪問看護	157	169	173	171	173	178
④訪問リハビリテーション	13	9	10	13	15	18
⑤居宅療養管理指導	160	210	215	225	238	252
⑥通所介護	390	442	497	509	549	577
⑦通所リハビリテーション	225	219	222	221	223	225
⑧短期入所生活介護	55	62	66	66	70	73
⑨短期入所療養介護	28	25	19	18	18	18
⑩特定施設入居者生活介護	50	48	49	50	50	50
⑪福祉用具貸与	400	444	498	539	595	640
⑫特定福祉用具販売	11	10	9	8	8	9
(2) 地域密着型サービス						
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護			9	22	22	22
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	15	13	11	12	13	14
④小規模多機能型居宅介護	30	33	32	36	60	60
⑤認知症対応型共同生活介護	210	216	219	227	227	227
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	49	50	50	50	50	50
⑧複合型サービス				0	0	0
(3) 住宅改修	13	12	13	14	15	16
(4) 居宅介護支援	847	929	989	989	1,043	1,084
(5) 介護保険施設サービス						
①介護老人福祉施設	226	227	234	234	238	243
②介護老人保健施設	126	118	119	120	120	120
③介護療養型医療施設	63	53	54	54	54	54
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	0	0	0	0	0	0

（２）介護予防給付対象サービスの利用者数

介護予防給付サービスの利用者数（月間）については、次のように見込みます。

（単位：人）

	実績		推計			
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
（１）介護予防サービス						
①介護予防訪問介護	115	107	109	111	113	68
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	19	25	32	38	42	44
④介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0
⑤介護予防居宅療養管理指導	9	11	12	14	16	17
⑥介護予防通所介護	147	183	257	286	347	202
⑦介護予防通所リハビリテーション	59	55	67	82	101	117
⑧介護予防短期入所生活介護	3	3	4	4	4	5
⑨介護予防短期入所療養介護	1	1	1	1	2	2
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	5	4	4	4	4	4
⑪介護予防福祉用具貸与	80	89	106	120	132	135
⑫特定介護予防福祉用具販売	4	6	4	7	7	7
（２）地域密着型介護予防サービス						
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	9	8	11	10	16	16
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	1	1	1	1	1
（３）住宅改修	7	8	5	6	7	7
（４）介護予防支援	329	360	440	525	618	476

第4節 給付対象サービスの提供量の見込み

(1) 介護給付サービスの提供量

介護給付サービスの提供量（年間）については、次のように見込みます。

		実績		推計			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 居宅サービス							
①訪問介護	回	58,845	73,645	80,591	85,363	92,363	96,427
②訪問入浴介護	回	1,132	962	960	953	980	998
③訪問看護	回	17,568	19,258	20,622	21,263	22,381	23,863
④訪問リハビリテーション	回	1,318	871	1,019	1,179	1,184	1,348
⑤居宅療養管理指導	人	1,919	1,804	2,583	2,695	2,851	3,025
⑥通所介護	回	40,525	49,391	51,167	53,228	57,764	61,988
⑦通所リハビリテーション	回	22,259	21,685	21,749	21,666	22,092	22,300
⑧短期入所生活介護	日	7,823	8,358	9,388	10,426	11,499	12,437
⑨短期入所療養介護	日	2,060	1,874	1,440	1,328	1,421	1,527
⑩特定施設入居者生活介護	人	594	575	586	600	600	600
⑪福祉用具貸与	人	4,794	5,326	5,976	6,466	7,144	7,683
⑫特定福祉用具販売	人	132	120	108	93	100	110
(2) 地域密着型サービス							
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件				267	267	267
②夜間対応型訪問介護	人	0	0	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	回	2,092	1,792	1,779	2,006	2,241	2,452
④小規模多機能型居宅介護	人	354	392	388	434	726	726
⑤認知症対応型共同生活介護	人	2,517	2,597	2,623	2,724	2,724	2,724
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人	0	0	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	584	594	600	600	600	600
⑧複合型サービス	件				0	0	0
(3) 住宅改修	人	156	144	158	166	181	195
(4) 居宅介護支援	人	10,162	11,153	11,869	11,868	12,516	13,004
(5) 介護保険施設サービス							
①介護老人福祉施設	人	2,717	2,726	2,805	2,828	2,856	2,916
②介護老人保健施設	人	1,515	1,421	1,430	1,440	1,440	1,440
③介護療養型医療施設	人	753	641	643	648	648	648
④療養病床（医療保険適用）からの転換分	人	0	0	0	0	0	0

(2) 介護予防給付サービスの提供量

介護予防給付サービスの提供量（年間）については、次のように見込みます。

		実績		推計			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
(1) 介護予防サービス							
①介護予防訪問介護	人	1,385	1,278	1,314	1,336	1,358	811
②介護予防訪問入浴介護	回	0	0	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	回	1,750	2,344	3,403	4,566	5,672	6,541
④介護予防訪問リハビリテーション	回	0	0	0	0	0	0
⑤介護予防居宅療養管理指導	人	102	135	139	172	197	202
⑥介護予防通所介護	人	1,764	2,193	3,080	3,437	4,167	2,420
⑦介護予防通所リハビリテーション	人	705	664	802	982	1,212	1,398
⑧介護予防短期入所生活介護	日	192	141	179	273	273	335
⑨介護予防短期入所療養介護	日	63	18	42	77	77	92
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人	65	49	48	48	48	48
⑪介護予防福祉用具貸与	人	959	1,071	1,275	1,444	1,586	1,621
⑫特定介護予防福祉用具販売	人	48	72	48	80	89	90
(2) 地域密着型介護予防サービス							
①介護予防認知症対応型通所介護	回	0	0	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人	112	96	128	120	188	192
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人	0	9	12	12	12	12
(3) 住宅改修	人	84	96	60	66	81	79
(4) 介護予防支援	人	3,952	4,314	5,284	6,302	7,416	5,711

(3) 地域密着型サービスの日常生活圏ごとの提供量等

地域密着型サービスの日常生活圏ごとの提供量については、現状の実績や各圏域別の将来認定者数等を勘案し、次のように見込みます。

(必要定員総数の単位：人)

		推計					
		平成27年		平成28年		平成29年	
		提供量	必要定員 総数	提供量	必要定員 総数	提供量	必要定員 総数
地域密着型サービス							
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (単位：人)	267	25	267	25	267	25
	石狩圏域	267	25	267	25	267	25
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—
	②夜間対応型訪問介護 (単位：人)	0	—	0	—	0	—
	石狩圏域	0	—	0	—	0	—
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—
	③認知症対応型通所介護 (単位：回)	2,006	—	2,241	—	2,452	—
	石狩圏域	2,006	—	2,241	—	2,452	—
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—
	④小規模多機能型居宅介護 (単位：人)	434	49	726	78	726	78
	石狩圏域	434	49	726	78	726	78
	厚田圏域	0	0	0	0	0	0
	浜益圏域	0	0	0	0	0	0
	⑤認知症対応型共同生活介護 (単位：人)	2,724	241	2,724	241	2,724	241
	石狩圏域	2,424	216	2,424	216	2,424	216
	厚田圏域	216	18	216	18	216	18
	浜益圏域	84	7	84	7	84	7
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護 (単位：人)	0	0	0	0	0	0
	石狩圏域	0	0	0	0	0	0
	厚田圏域	0	0	0	0	0	0
	浜益圏域	0	0	0	0	0	0
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (単位：人)	600	49	600	49	600	49
	石狩圏域	360	29	360	29	360	29
	厚田圏域	0	0	0	0	0	0
	浜益圏域	240	20	240	20	240	20
地域密着型介護予防サービス							
	①介護予防認知症対応型通所介護 (単位：回)	0	—	0	—	0	—
	石狩圏域	0	—	0	—	0	—
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—
	②介護予防小規模多機能型居宅介護 (単位：人)	120	—	188	—	192	—
	石狩圏域	120	—	188	—	192	—
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—
	③介護予防認知症対応型共同生活介護 (単位：人)	12	—	12	—	12	—
	石狩圏域	12	—	12	—	12	—
	厚田圏域	0	—	0	—	0	—
	浜益圏域	0	—	0	—	0	—

第5節 地域支援事業の提供量の見込み等

(1) 地域支援事業

地域支援事業は、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能の強化の観点から取り組む事業です。

地域支援事業は原則としてすべての高齢者を対象とするものですが、介護予防事業が新しい介護予防・日常生活支援総合事業として転換後は、その内容も下記の図の通り見直しが行われます。



（２）地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を担います。

地域包括ケアシステムの実現のためには、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員がその専門知識や技能をたがいに活かしながらチームで活動し、地域住民と共に地域のネットワークを構築し、高齢者の多様な相談を総合的に受け止め、介護・保健・医療・福祉サービスやボランティア活動など多様な社会資源を有機的に結びつけ包括的、継続的に支援します。また、個別ケース支援に関わる多職種が参加する地域ケア会議を積極的に開催することにより、地域課題の把握に努めます。

（３）保健福祉事業及び特別給付

介護に関する事業としては、前述したような全国一律に取り組む給付対象サービス及び介護予防給付対象サービス以外に、市町村の判断によって行われる独自の保健福祉事業と特別給付があります。

保健福祉事業とは、要介護者本人だけでなく家族等も含め介護者の支援のために必要な事業や介護予防等の事業を行うものです。また、特別給付は認定者を対象とし、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止や介護予防のために介護保険対象外のサービスを介護保険事業として行うものです。

しかしながら、いずれも第１号被保険者の保険料を財源として実施することから、前計画では保険料負担に配慮し実施しておりません。本計画においても要介護状態になることを予防する目的で地域支援事業を実施することや、第１号被保険者の保険料の高騰による影響を考慮し、これを実施しないこととします。

第4章 介護保険事業費等の見込みと保険料

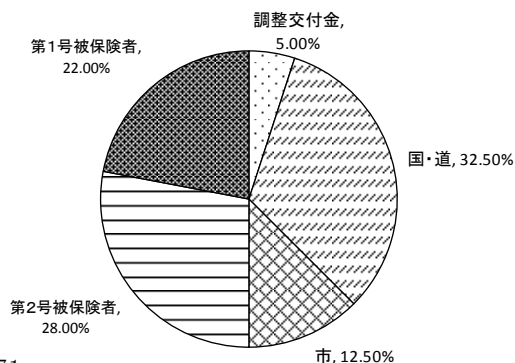
第1節 介護保険事業費等の見込み

第6期(平成27年度～平成29年度)における介護保険事業の標準給付費見込額は約127.92億円、これに地域支援事業に係る費用約4.59億円を加えた総額は約132.51億円となります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額	4,133,455,873円	4,303,072,127円	4,355,960,428円	12,792,488,428円
総給付費	3,864,120,889円	4,041,001,831円	4,092,823,472円	11,997,946,192円
特定入所者介護サービス費等給付額	162,284,984円	151,979,796円	150,005,956円	464,270,736円
高額介護サービス費等給付額	88,000,000円	90,000,000円	92,000,000円	270,000,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,000,000円	16,000,000円	17,000,000円	48,000,000円
算定対象審査支払手数料	4,050,000円	4,090,500円	4,131,000円	12,271,500円
審査支払手数料支払件数	60,000件	60,600件	61,200件	181,800件
地域支援事業費	123,882,176円	128,969,448円	206,149,245円	459,000,869円
保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%+ (※)	
第1号被保険者負担分相当額	936,614,371円	975,049,146円	1,003,664,128円	2,915,327,645円
調整交付金相当額	206,672,794円	215,153,606円	217,798,021円	639,624,421円
調整交付金見込交付割合	4.15%	3.90%	3.70%	
後期高齢者加入割合補正係数	1.0826	1.0958	1.1044	
所得段階別加入割合補正係数	0.9606	0.9606	0.9606	
調整交付金見込額	171,538,000円	167,820,000円	161,171,000円	500,529,000円
財政安定化基金拠出金見込額				0円
財政安定化基金拠出率		0.00%		
財政安定化基金償還金	0円	0円	0円	0円
財政安定化基金取崩による交付額				円
準備基金取崩額				円
保険料収納必要額				3,054,423,067円
予定保険料収納率		99.00%		

(※)平成29年度については、新しい総合事業が開始されることから、「一般介護予防事業」及び「包括的支援事業・任意事業」のほか、「介護予防・生活支援サービス事業」として介護予防訪問介護等のサービスが地域支援事業へ移行されるため、介護予防給付で見ていた給付分の一部について地域支援事業において見込んだ額となっている。

このうち、第1号被保険者の負担割合22%や国からの調整交付金等を踏まえた第1号被保険者の保険料収納必要額は約30.54億円となります。



第2節 第1号被保険者の介護保険料

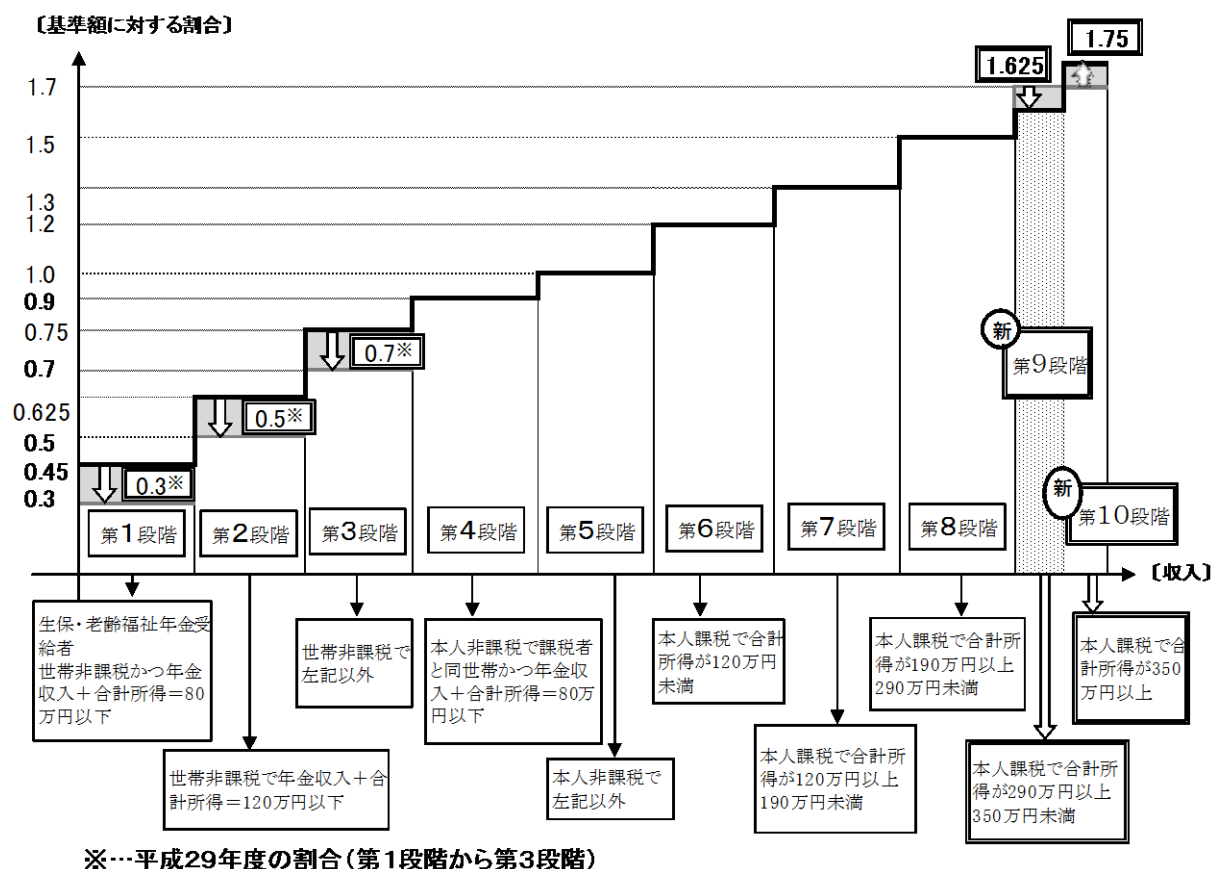
1) 所得段階設定の変更について

今般の介護保険法施行規則の一部改正により、国では、標準の段階設定を6段階から9段階に変更され、これにより本市の所得段階別設定においても、現行の8段階から10段階とします。

2) 費用負担の能力に応じた負担の要素強化について

本市では現在、保険料段階において第7段階「190万円以上350万円未満」負担割合1.5、第8段階「350万円以上」負担割合1.75となっており、「290万円以上350万円未満」の負担割合が著しく大きくなるため、第5期の最上位段階である第8段階「350万円以上」負担割合1.75は前期を踏襲し第10段階とし、第7段階「190万円以上350万円未満」負担割合1.5を分割し、第8段階「190万円以上290万円未満」負担割合1.5、第9段階「290万円以上350万円未満」負担割合1.625とし負担割合増を緩和します。(下表参照)

◆費用負担の能力に応じた負担の要素強化についてのイメージ◆



3) 所得段階別被保険者数

i) 保険料の所得段階別設定 ～ 更なる所得段階の多段階化

第1号被保険者の所得段階別保険料の設定にあたっては、以下の考え方に基づき多段階化することで、被保険者の費用負担能力に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うこととしました。

所得段階	対象者	保険料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税、又は、市民税世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.450
		0.300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.625
		0.500
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える方	0.750
		0.700
第4段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下で、課税者と同居の方	0.900
第5段階	本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超え、課税者と同居の方	1.000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.200
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.300
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.500
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上350万円未満の方	1.625
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が350万円以上の方	1.750

※第1・2・3段階の保険料率の上段は、平成27・28年度分、下段は平成29年度分

ii) 所得段階別被保険者数

それぞれの所得段階別被保険者数について次のように見込みます。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
第1号被保険者数	17,401	18,045	18,431	53,877
前期（65～74歳）	9,869	10,264	10,450	30,583
後期（75歳～）	7,532	7,781	7,981	23,294
所得段階別加入割合				
第1段階	22.0%	22.0%	22.0%	22.0%
第2段階	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
第3段階	7.5%	7.5%	7.5%	7.5%
第4段階	16.2%	16.2%	16.2%	16.2%
第5段階	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
第6段階	11.7%	11.7%	11.7%	11.7%
第7段階	12.6%	12.6%	12.6%	12.6%
第8段階	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%
第9段階	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
第10段階	2.6%	2.6%	2.6%	2.6%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所得段階別被保険者数				
第1段階	3,828	3,970	4,055	11,853
第2段階	1,444	1,498	1,530	4,472
第3段階	1,305	1,353	1,382	4,040
第4段階	2,819	2,923	2,986	8,728
第5段階	1,740	1,804	1,843	5,387
第6段階	2,036	2,111	2,157	6,304
第7段階	2,193	2,274	2,322	6,789
第8段階	1,375	1,426	1,456	4,257
第9段階	209	217	221	647
第10段階	452	469	479	1,400
合計	17,401	18,045	18,431	53,877
所得段階別加入者割合補正後被保険者数	16,553	17,165	17,532	51,250

4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

介護保険事業費や所得段階別被保険者数等に基づき、第6期（平成27年度～平成29年度）における第1号被保険者の保険料基準額として、5,050円と設定します。

保険料基準額（月額）：5,050円

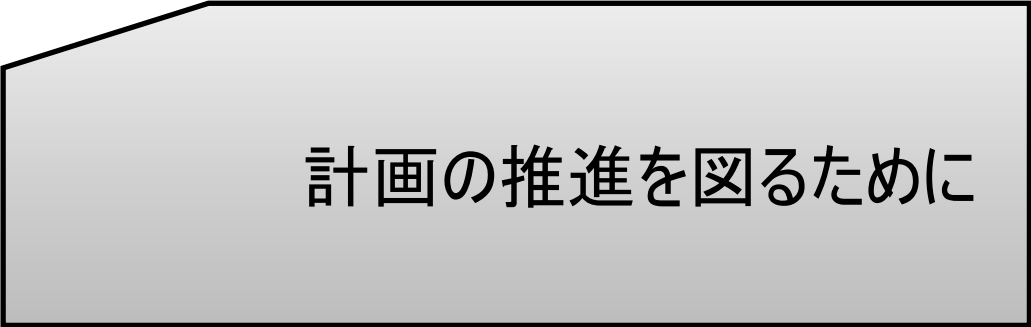
各所得段階別の保険料は次のとおりです。

（単位：円）

所得段階		第1号被保険者 保険料（月額）	第1号被保険者 保険料（年額）	基準額に対する割合
第1段階	平成27・28年度	2,272.50	27,270	0.450
	平成29年度	1,515.00	18,180	0.300
第2段階	平成27・28年度	3,156.25	37,870	0.625
	平成29年度	2,525.00	30,300	0.500
第3段階	平成27・28年度	3,787.50	45,450	0.750
	平成29年度	3,535.00	42,420	0.700
第4段階		4,545.00	54,540	0.900
第5段階（基準額）		5,050.00	60,600	1.000
第6段階		6,060.00	72,720	1.200
第7段階		6,565.00	78,780	1.300
第8段階		7,575.00	90,900	1.500
第9段階		8,206.25	98,470	1.625
第10段階		8,837.50	106,050	1.750

また、上記保険料の納付方法に関しましては、これまでと同様に、年金天引きの場合は上記年額を6期（年金支給毎、4月～翌2月）で納付することとなります。〔特別徴収〕

納付書納付の場合の納期数は年間10期（6月～翌3月）となります。〔普通徴収〕



計画の推進を図るために

計画の推進を図るために

本計画は、これからの高齢者社会における、いわば主役である高齢者に係わる諸施策をとりまとめたものです。元気な高齢者には積極的な社会貢献を含め地域づくりにも係わってもらう必要があります。介護を要する高齢者に対しては、地域ぐるみでの見守りや介護支援が必要となってきます。

そのために、次のとおり推進体制を整えていきます。

1. 庁内における連携の推進

本計画は、保健・医療・福祉・介護を中心として、高齢者を取り巻く様々な生活課題を対象にしたものであることから、保健福祉部内においてはもとより、ボランティア・NPO等の市民活動、生涯学習、雇用、住宅、まちづくり、防災関係等関連部局が一体となって、関連諸施策への取り組みを推進していきます。

2. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、石狩市介護保険事業計画等作成委員会において、年度ごとに各種施策の進捗状況を評価・検討し、高齢者施策の総合的・計画的な推進に努めていきます。

3. 広報・PRの充実

計画を推進していくためには、市民の理解・協力が不可欠であり、地域包括支援センター及び介護保険制度の認知度を一層高めることが必要となります。

そのためには、広報やホームページなど様々なメディアを活用し、計画内容の周知や、サービス内容、利用に関する手続き及び地域包括支援センターの事業内容などをわかりやすく紹介するほか、各種公的施設や地域包括支援センター等における各種資料の配布・展示など、あらゆる機会を通じてPRを行い、きめ細かな広報活動を展開していきます。

4. 市民・団体・事業者等との協働の推進

地域社会において、高齢者の生活を支えていくためには、介護保険をはじめとした各種保健・福祉サービスの提供や関連施設の充実とともに、地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。市民と行政の協働によるまちづくりを推進するためにも、地域住民が主体となったボランティアやNPO法人等の活動を支援するとともに、民生委員児童委員連合協議会、町内会、社会福祉協議会、医師会、医療機関、各介護サービス事業所、介護支援専門員連絡会や「いしかり医療と福祉のまちづくりひろば」*¹等の関係専門職種の任意団体、保健所、地域包括支援センターなどと密接に連携し、石狩市全体としての地域ケア体制づくりを推進していきます。

* 1 : いしかり医療と福祉のまちづくりひろば～北海道の事業、石狩地域リハビリテーション推進会議の下部組織「石狩地域懇談会」の別称。（平成26年3月31日をもって北海道としての事業は終了する。その後は独自に活動が続ける。）会の運営は、すべて関係職種のボランティアで行われ、地域包括ケアシステムの実現のため、顔の見える連携を目指している団体。

資料編

石狩市介護保険事業計画等作成委員会設置要綱

(設置)

第1条 石狩市における介護保険事業計画等の円滑な作成を図るため、石狩市介護保険事業計画等作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画の改定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画の改定に関する事項
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の管理、運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 地域団体の代表者
- (3) 保険者の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 被保険者

2 委員の任期は、3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員が互選する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として、これを公開する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年9月14日から施行する。
- 2 平成17年度及び平成18年度に限り、第3条第1項中「15人以内」を「20人以内」とする。

附 則（平成11年2月9日要綱第3号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日要綱第9号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日要綱第26号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日要綱第9号）

この要綱は、平成20年2月15日から施行する。

附 則（平成24年7月12日要綱第76号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年8月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第3条第2項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

石狩市介護保険事業計画等作成委員会委員名簿

役 職	氏 名	選 任 区 分	肩 書
委 員 長	橋本 伸也	学識経験者	藤女子大学教授
副 委 員 長	橋本 透	保健医療福祉関係者	社団法人石狩医師会
委 員	須貝 玲子	保健医療福祉関係者	医療法人喬成会
委 員	奥山 勲司	保健医療福祉関係者	石狩市民生委員児童委員連合協議会
委 員	竹口 尊	地域団体代表者	石狩市連合町内会連絡協議会
委 員	松原 愛子	地域団体代表者	石狩市ボランティア連絡協議会
委 員	川村キミ子	地域団体代表者	石狩市高齢者クラブ連合会
委 員	野村 安美	保健医療福祉関係者	特別養護老人ホームはまますあいどまり
委 員	渡辺 教円	保健医療福祉関係者	特別養護老人ホーム厚田みよし園
委 員	沢田 茂明	保険者代表	石狩市保健福祉部長
委 員	浅井 秀樹	被保険者（一般公募）	
委 員	山口 峻	被保険者（一般公募）	
委 員	梶下 洋子	被保険者（一般公募）	
委 員	中里 洋子	被保険者（一般公募）	
委 員	岡本 栄子	被保険者（一般公募）	

（平成27年3月1日現在）